

紀美野町第3回定例会会議録

平成22年9月14日（火曜日）

---

○議事日程（第2号）

平成22年9月14日（火）午前9時00分開議

- 第 1 一般質問について
  - 第 2 議案第66号 平成21年度紀美野町一般会計歳入歳出決算の認定について
  - 第 3 議案第67号 平成21年度紀美野町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について
  - 第 4 議案第68号 平成21年度紀美野町国民健康保険診療所事業特別会計歳入歳出決算の認定について
  - 第 5 議案第69号 平成21年度紀美野町野上簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
  - 第 6 議案第70号 平成21年度紀美野町美里簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
  - 第 7 議案第71号 平成21年度紀美野町老人保健事業特別会計歳入歳出決算の認定について
  - 第 8 議案第72号 平成21年度紀美野町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について
  - 第 9 議案第73号 平成21年度紀美野町介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について
  - 第10 議案第74号 平成21年度紀美野町のかみふれあい公園運営事業特別会計歳入歳出決算の認定について
  - 第11 議案第75号 平成21年度紀美野町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について
  - 第12 議案第76号 平成21年度紀美野町上水道事業会計決算の認定について
- 

○会議に付した事件

日程第1から日程第12まで

---

○議員定数 16名

○出席議員

---

議席番号	氏名
1番	田代哲郎君
2番	小椋孝一君
3番	北道勝彦君
4番	新谷榮治君
5番	向井中洋二君
6番	上北よしえ君
7番	西口優君
8番	伊都堅仁君
9番	仲尾元雄君
10番	前村勲君
11番	加納国孝君
12番	松尾紘紀君
14番	鷺谷禎三君
15番	美濃良和君
16番	美野勝男君

---

○欠席議員

13番 杉野米三君

---

○説明のため出席したもの

職名	氏名
町長	寺本光嘉君
副町長	小川裕康君
教育長	橋戸常年君
消防長	家本宏君
総務課長	井上章君
企画管財課長	増谷守哉君

住 民 課 長 牛 居 秀 行 君  
税 務 課 長 温 井 勝 君  
産 業 課 長 中 尾 隆 司 君  
建 設 課 長 山 本 広 幸 君  
会 計 管 理 者 岡 本 卓 也 君  
総務学事課長兼  
教 育 次 長 溝 上 孝 和 君  
生涯学習課長 新 田 千 世 君  
保健福祉課長 山 本 倉 造 君  
水 道 課 長 岩 本 介 伸 君  
地籍調査課長 温 井 秀 行 君  
美里支所長 尾 花 延 弥 君  
代表監査委員 向 江 信 夫 君

---

○欠席したもの

な し

---

○出席事務局職員

事 務 局 長 大 東 淳 悟 君  
書 記 中 谷 典 代 君

## 開 会

(午前 9時00分)

---

○議長（美野勝男君）　　これから本日の会議を開きます。

それでは日程に入ります。

本日の日程はお手元に配付のとおりです。

◎日程第1　一般質問について

○議長（美野勝男君）　　日程第1、一般質問を行います。

一般質問の通告は6人です。

順番に発言を許します。

15番、美濃良和君。

(15番 美濃良和君 登壇)

○15番（美濃良和君）　　一般質問を行いたいと思います。

まず初めに裏金問題について、お聞きしたいと思います。

この問題について、どうして重視しなければならないのかということでございますけれども、議会制民主主義と、またあるべき行政のあり方、ここが問われている。議会もこの観点から、この問題に取り組まなければならない問題であると思います。

私は、この点から、まず議会と裏金について、議事録をめぐってみました。つまりよく言われるんですが、議会は、美里町の議会でしたけれども、裏金を知らなかったのか、なおざりにしてきたのではないかと、そのようによく言われるわけであります。

そこでそのかわりではありますが、小馬場町政のころは小馬場氏が言われているように、一部有力議員や、またその課長で知っていたと、このように言われています。そして小馬場氏のころの平成の初めのころまで、毎年当初予算に4,000万円とか5,000万円とか、そういう一般寄附が提案され、これは全会一致でございませんでしたけれども、議会の承認のもとに使われました。そして旧美里庁舎を建てる前に、当時の小馬場町長から裏金があったかということが告発されて、その全部を出しますと、そういうことが全員協議会の場で話がありました。

そして段木氏になってちょうど1年後、平成12年の6月議会において、かねてからゴルフ場等からもらっていたという6億8,000万円余りの寄附金があったと。そのことが全員協議会にかけられたと予算に盛り込まれました。これは地方自治法の第21

0条にある総計予算主義の原則に反する行為であります。このことについては、町当局にも責任がありますが、監査もこの点が見抜けなかったというのは、十分な監査ができていなかったと、そういうことから、こっちのほうにも責任があったかと思われま

す。予算の質疑の中で、このような裏金のようなものはもうないのかと、この点について2人の議員から質問がありました。当時の町長は、そのことを答弁をいたしまして、逃げるような答弁であったんですけども、最後、裏金のようなものはないのかという再質問に当時の<sup>もも</sup>百々助役のほうから、そのようなものはもうないと、そういうふうに答えまして、その後、町長に確認がされて、町長もそのとおりだと、このように答えました。これは議事録にも載っているわけでありま

す。ですから質疑答弁があったことから、あの事件の中でも、マスコミからもっと議会の責任の追求、そのことがされずに済んだのではないかと思いますけれども、このように議会の場でも問題があったわけでありま

す。ですから翻って言うならば、町長が議会の場でうそをついたと。こういうことが明確になっているわけでありま

すね。この問題は、町長がうそを言ったということであったのと、この時にも言いましたが、今も言いましたが、6億8,000万円の寄附金、これが当時は普通の預金通帳の中に入っていたんですね。それを一般会計のほうに出してくると、そういうことでありました。その前の小馬場氏のころには、裏金であったのを一般会計に出すと。双方ともそういうことをやっているんですから、裏金を表に出す方法を小馬場氏も段木氏も知っていたわけでありま

す。実際にやったわけでありま

す。そういうふうなやり方があって、なおかつ裏金はないというふうに言われたと。ここに私は問題があると思いま

す。まずこの点から、議会と町長、執行部との関係であります。我々は、町長もそうなんですけれども、町民のためにどのように町行政をやっていくのか、予算をどう使うのか、条例をどうつくるのか、こういうことで、うそ隠し事なしに前に出して、そしてそれをそれぞれの町民の立場からよき方向へ向けて、丁々発止とばかりにやり合いをします。こういうふうなことが本来のあるべき議会なんですね。これがまさに議会制民主主義の大事なところであると思いま

す。これがうそが前提になるならば、議会というものが成り立たない。とんでもないことであると思

うんです。ここのところを私たちはもっと重視しなければならぬ、このように考えま

が私は一番問題である。議会というものを、あるべきところをきちんとしていく上でも、この問題はなおざりにはできない、このように考えるわけであります。

私の知り合いが言うんですが、町民が代表として議会に代表である議員を送る。そして議員を通して自分たちが払う税金の使い道を決定する。それが一人の町長が勝手に税金を使うならば、税金なんて払いたくないと、払えるものではないというふうに怒るわけであります。私もその点についてはもっともだと思えます。段木氏とともに裏金にかかわった方々も大いに反省するとともに、それなりの行動をとるべきだと私は思います。

さて、そのようなことから質問に入りますけれども、この問題の進展について、お聞きしたいと思います。特に裏金は公金になると。これは検察も裁判所も認めているところであるわけですが、最後に残った、金庫に入れておったという696万円、この中に正規の町のお金が数十万円入っておったと、このように私も加納議員とともに裁判所のほうに傍聴に行くんですけども、そのようなところから聞こえてくるんですが、この点についてどうであるのか。また、検察審査会が不起訴不当の決定を下しましたが、警察が現在再捜査に入っているようであります。その状況はどうであるのか、質問したいと思えます。

次に、談合問題について、質問したいと思います。

旧野上町の請負に談合の疑いがあったとして訴えがされているわけであります。不思議なことに、原告の方も談合の新証拠はないんだと、このように申されているわけなんです。ただ、落札率が高いから談合があったと言われております。談合というのは、当然許されるものではありません。また、議会は町政の問題をチェックする仕事がありますから、町が訴えられ、そのことから町は裁判費用を使ってもいた仕方ないと言えば、いた仕方ない問題であります。

しかし、どうにもおかしいんですね。まず当初は官製談合だと言われました。それなら当時の町長は黒西町長ですから、そちらのほうに目がいかなければならないわけなんです。当時の助役が悪いんだと。それは県から官製談合を持ち込んだと。こういうふうな発想で論理を展開されている。これは妄想と言われても仕方がない点もあろうかというふうに思います。

そして今回は官制談合ではなくて一般的な談合なんだと。ただ、落札率が問題なんだというふうにおっしゃられております。また、旧美里町の請負に関しては、問題外とおっしゃられておりました。ですから非常に政治的ではないかというふうに勘ぐられる展

開なんです。

さて、私たち議会は請負に関して、かつて地元の業者を優先的にやってもらいたいというふうに申してまいりました。これは、ここにおられる方々、みんなそういうふうに思っておられるのではないかというふうに思いますが、公共事業の効果というのは、景気対策、これもあるわけなんですね。地元を潤すと、そういう効果を期待するわけなんですね。

私は談合の問題の一番の対策は、業者の倫理観をもって当たるということが一番の対策だと思うんですけども、そういうことですから、悪質な業者がないというふうに信じたいわけなんですけども、今ここまで談合問題を言われてきているわけなんですけども、対策をとるとなれば、どんな談合防止策が考えられるのか。それと地元優先という経済効果との矛盾はないのか。このことについて質問したいと思います。

次に高齢者の緊急通報システムについて、質問したいと思います。

今年の新仏、お盆のころの話なんですけども、170人を超えたというふうに言われます。その中には、亡くなってから数日たって発見された方もいたようであります。一人住まいの高齢者の方が多いことから、以前にもそんな方が何人かいたかというふうに聞きます。

現在の紀美野町が高齢者用に使っている通報システムの能力では、電話の近くにいないければ意味がないわけでありまして。現在は携帯電話が進んできています。11日、この間打ち上げられた国産の準天頂衛星「みちびき」など、これから山の中でも使える、このような機械も開発されてきているように思われます。

家族にとって、身内のかわり果てた姿、特に亡くなってから発見されるまで時間のたった、そのような姿を見るというのは非常につらいものがあると思います。もちろん、それが嫌なら高齢者を一人にするなというふうなことを言われる方もあるかわかりませんが、高齢者がどこをついの住みかにするか、国も在宅を勧めているわけですから、また若い人たちは仕事の関係がありますから、そう思うようにいかないわけでありまして、町として、この町に住む人たちに対するサービスを続けなければならないというふうに思います。

紀美野町もFOMAのアンテナをつくってドコモに貸しているという、そういう携帯電話の問題もありますが、それを地域で利用ができないのか。どのようなシステムがよいのかわかりませんが、町のこの分野の課題にも取り組まなければならないとい

うふうに思います。いかがか、質問したいと思います。

次に、期日前投票について、質問したいと思います。

以前にもこの問題について、質問しました。しかし住民の方々のお話を聞きますと、やはり美里支所でも期日前投票ができるようにしてほしいという声があります。この問題については、前にも申しましたように、合併前の協議で解決をつけておかなければならない課題であったと思います。

当局とするならば、合併協議で合意が得られ、また当時の議会の賛成も得たんだということをお願いしたいと思いますけれども、私は合併について、冷静に見てみました。合併を進める方々が合併を急ぎ過ぎた。合併が先にあって、それに対して問題のある課題は後で解決すればいいんだというふうに進んだように思います。まさに最後の1年間というのは、私の言うことなんか一切耳をかしてもらえない、そういうふうな1年間であったと思います。

まさにその当時のことを考えるならば、異様な感じで進められた。また合併を進めるキャンペーンを張ったあるマスコミの方がおっしゃってましたが、みんなが踊る時に踊らなかったら足を踏まれると。そういうふうな俗っぽい言葉も使われていたようで、そのような雰囲気もあったと思います。

しかし、そんな次元で合併の問題が取り上げられていたから、そのような次元での話があったから、まさに町民は悲劇であります。合併の問題の話し合いは、協議をする人たちと住民の方々との間の乖離があったというふうに思われます。

以前の質問に、一たん車に乗れば、支所でも本庁でも同じではないかというふうな答弁もありました。しかし現実、町民の中でそのような理屈は通用しないことは、声を聞いていただければご理解願えると思います。支所での投票は、単に地域エゴというふうな問題ではないと思います。投票が実施できるように検討するべきではないかと、このように思いますが、この点、質問したいと思います。

次に、農業用水の料金について、質問します。

これも合併に絡んだ話でありますけれども、2つの町が別々の料金で農水を供給されていたので、それが合併しまして1つにしなければならなくなったわけですから、当然違った料金で、それぞれいいところもあるわけであります。

これは少し前の議会でもやりとりされたところでわかるんですけれども、合併の推進者はこんな問題も事前に解決しておかなかった、そのことが悔やまれるわけであります。

本来合併というのは、どのような町になるかという青写真をつくり、それを全町民の皆さん方にわかりやすく説明をして、そしてこのような町になるけれども賛成なのか、反対なのかと、こういうことを聞いて、それで賛成が多いならば合併をします。こういう基本的なところが3年間ならなかった。

特に旧美里町においては、今になって多くの方々が問題点を口にされてきているということは、十分に住民に知らせるということがされておらなかったというふうに思われます。

以前の議会で同僚議員も言っておられましたけれども、農業の置かれている情勢というのは大変厳しくて、離農したり、やめていく農家も多い現状から、農家への負担が多くなならない設定をしていかなければならないというふうに考えます。いかがか、質問したいと思います。

次に、かじか荘の運営について、質問したいと思います。

ある新聞に、かじか荘の記事が掲載されました。どこからの情報で記事が書かれたのか知りませんが、実際に、この新聞が取材をして書かれたのではないように思います。先の流しそうめん、このイベントが、かじか荘が主催したように書かれておいて、しかもこれは効果がなかったというふうに書かれておりました。しかし、ここでの売り上げ等ありましたし、また実際に流しそうめんの企画をしたのは一般町民の方で、かじか荘が率先してやったのではないことは明らかであります。大変苦勞なされたようで、この記事を読んで非常にショックがあったのではないかというふうに思います。

これはあくまでも住民の方がかじか荘を応援したいという、そういう企画をされたという内容であります。また、今年も4,000万円の赤字になりそうに書かれていました。実際にはそのようにならないようでありますけれども、この辺の状況を質問したいと思います。

かじか荘は旧美里町の時代につくられまして、近辺に宿泊施設がないころには大いにはやり、また新館が建設された時期には大変もうかったわけであります。それが段木町長のころに経営に問題があったと思います。町長、つまり理事長が私職として自分のお気に入りの人たちを連れて行って飲み食いしたというお話も伝わってきております。また、ひどい話なんですけれども、当選祝いや何やというところで、もらったお酒なんかをかじか荘に売りつけると。しかも聞いてみれば、酒があるから取りに来いと言って取りに来させて、そして消費税まで添加すると。これはまさに税法にも違反する行為であ

りますけども、まさにこのところで見ると、モラルハザード、倫理観の喪失があったのではないかというふうな、そういうところで進められたように思います。

また、もうかったころにつくった基金ですけれども、経営が行き詰まったときに使おうとしていたものを、目的外に近所の家を買う、それも私たち議会を説得するのに、担当者の説明を聞いていますと、要するに相手方が新築するのに必要な金額だと、議会の正式な場でございませんでしたけれども、そんな説明がありました。

そんな問題があって経営が悪化していることは事実であると思います。ともあれ、紀美野町に引き継がれたかじか荘ですけれども、この施設が果たしている役割、これを見ていかなければならないというふうに思います。

そこで、この施設が果たしている経済的な効果について、質問したいと思います。

また、今後、かじか荘の位置づけ、私は1つには町民の皆さん方にどういうふうに使ってもらえるのか、また町外の方々にどのように利用してもらえるのか、その2つの点があると思いますけども、町民の皆さん方が利用するについては、例えば温泉の町民割引というものが考えられないのか。また、担当の方に聞いても、せっかく地元の品物を売するための販売の場所をつくっているんですと。ところが見てみますと、ほとんど地元の物がないというふうに嘆かれていますけど、町内で、はやっているんじゃないかというふうに見えますたまゆらの里、これを見てみますと、まるっきり並んでいる物が違うんですね。あちらの民間の方がされているのは、川を利用するために、例えば子どもたちが遊ぶ、魚をとる網、あるいは帽子、それから水着とか、そういうものが並んでいるわけでありまして。これは地元でつくれないのか。紀美野町の役場・支所等にある陳列台を見てみましたら、帽子もあれば、そういうふうな縫製業もありますから、そういう物もつくれる。そういう物が並んでいるように思います。

町でそういう物を開発をしていくということが、されていかなければならないのではないかと思いますね。鮎をとるための網を手製でつくられている方々がたくさんありました。そういうふうなところを考えれば、実際に町内の業者の方々につくってもらえるのではないかと等々考えるならば、まだまだやっていくところがあるというふうに思います。

また、川のそばにあるんですから、以前、違う立場で美里町時代に質問された議員もございましたけれども、例えば水車というふうなことが考えられる。NEDOというんですか、新エネルギーの関係がありますね。そういうところからの補助金等もあったり

して、かじか荘の宣伝用の電気なんていうのを、発電ができるエコが売り出しの一つのテーマになっていくのではないかというふうにも思われるわけであります。

等々考えていけば、まだまだやっていける問題もあると思います。営業についても大いに進めてもらいたいと思うんですが、かつて立派な支配人も来られてましたけれども、どれだけ営業に力を入れられたのか。昔、美里時代にいた支配人は、営業はされましたけれども、非常にまけると。来てもらえれば損をするような、そういう営業をされて、お客の数は確保できても、もうけにならないというふうなことが指摘がされておりましたけれども、具体的に紀美野町のかじか荘ではこのようにできますと。もう既に年末の忘年会等に目標を定めていかなければならないと思いますけども、具体的に来てもらえるように値段の交渉もしてくる、そういう営業が求められているのではないかと思います。単にパンフレットだけを配ってくるのではなしに、そういう営業の力というんですか、それも含めてやっていくという、そういう努力もされなければならないと思います。外からの援助、さらに中からの努力、それを含めて、せつかくのかじか荘ですから、大いに頑張ってもらいたいと思います。

そういうことで先ほど来質問しております経済効果、また、これからの雇用に果たす役割等について、質問しておきたいと思います。

次に、就農者を増やすための課題であります。

9月7日に農林水産省が農林業センサス速報というものを発表しました。それによりますと、この5年間で農業の就業人口が22.4%もまさに激減していると、そういうふうな発表がされているわけですね。比較できる1985年以降、つまり25年間で最大の下落だったと、このように書いております。

ここに朝日新聞を持ってまいりましたけれども、ここの記事ですね。政府のとってきた施策が失敗に終わったというふうなことも書かれております。このように書いてますね。調査によると、1985年に543万人だった農業就業人口は、この25年間で半減、高齢化で農業をやめる人がふえているのが理由だと。最近はリストラされた都市部のサラリーマンなどが農業を始める例もふえているが、就業減のスピードを補うまでには至っていないと。そういうことで現在は1995年ということですから、15年前には平均年齢が59.1歳だったのが、今度の調査では65.8歳と、6.7歳も上がったというふうなことも書かれております。耕作放棄地の拡大もとまらなくて、センサスによると、10年間の放棄地は約40万ヘクタール、滋賀県の面積に匹敵すると、こうい

うふうに書いております。

こうしたことで構造的な問題に対応するため、戦後、農水省は大規模化によって農地を集積し、効率化を進めようとしてきた。これは市場開放が決まった1993年のウルグアイラウンド交渉をきっかけに、6兆円余りの税金を投じて農村の基盤整備など、公共事業を推進、小泉政権下の5年前、2005年には国際競争に耐え得る担い手を育てようと4ヘクタール以上、北海道は10ヘクタール以上の大規模農家に補助金を集中する、その政策を打ち出した。ところが思うように成果は上がっていないと。このことについては大いに農民からも批判が集まったところであります。

こういうふうなことで、結局どんどんと農業人口が減ってきているということであります。これは紀美野町においてもそうなんですけれども、大変な課題であると思います。

紀美野町においては、産業の施策として、桜ということで、観光農法に観点が集中されているように見えます。しかし本来、食べる物を確保するというのは大事なことで、例えば偉人として伝えられております上杉鷹山、この人は大変貧しかった上杉の領地を大いに蚕等の導入をすとかをしていったということで、アメリカのカーター大統領でしたか、尊敬する人として上杉鷹山を挙げたということで、非常に名前が上がってきているんですけども。この上杉鷹山が、飢饉で全国的に大変な餓死者が出た時に、上杉領地内、1名も犠牲者を出さなかったと、こういうふうなすばらしい業績を上げているのですね。実際、大変な状況にあるんですけども、例えば株なんていうのは、一番あかん時に買うんやと。こういうふう考えるならば、今、農林業というのは大変な状況の中で、まさに買わなければならない、そういう施策ではないかというふうに思います。

そういうことで就農者をどのように進めていくのかということが、町にとっても大きな課題ではないかというふうに思います。

今、紀の川市なんかでも就農者を多くつくっていかうということで、いろんな試みが行われているようでありますけども、町として就農者、実際に農家に就農した場合にすぐに生産というものは上がってきません。月に15万円の補助、町にとっては大きなお金であるかわかりませんが、実際に15万円といえば、ワーキングプアと言われるこの時代の一つの月々に入ってくる金額としては、そういうものになってくるわけですね。こここのところの補助等も考えて進めていかなければならないかというふうに考えますが、いかがか、質問したいと思います。

以上、お伺いします。

○議長（美野勝男君） 総務課長、井上君。

（総務課長 井上 章君 登壇）

○総務課長（井上 章君） 私のほうからは、美濃議員のご質問の1点目と4点目をお答えしたいと思います。

まず1点目の裏金問題でございます。

業務上横領として刑事告訴した件について、検察の処分が「不起訴」であったことに對し、当町は不服申し立てを行いました。これに對し検察審査会は、平成22年4月20日に「不起訴は不当である」と議決されました。現在検察では、再捜査しているところでもあります。捜査の状況については、当町では知ることができませんので、ご理解いただきたいと思います。その後、当町としては、平成22年7月26日に、検察に對し、意見書の提出を行っています。

続きまして民事裁判についてですが、現在も「公判準備会」ということで、非公開で進められています。

公判内容は、係争中であることから、お話しすることはできませんが、裁判所の見解が「この歳計外の資金が町のお金である」として、お金の使われ方が私的であるのかどうかを争点に争っているところでございます。

今後も民事裁判は非常に長い期間を要すると聞いていますが、この問題に関しては、町のお金を取り戻すとともに、二度とこのようなことが起こらないよう、取り組んでまいりたいと考えています。

続いて、4点目の期日前投票についてのご質問にお答えします

従来の不在者投票から投票手続きが大幅に簡素化され、投票しやすくなった期日前投票は、選挙を重ねるごとに投票者が増加し、都市部では、その対応に苦慮しているところでございます。本町の期日前投票者も増加し、旧美里地域の期日前投票者の減少が懸念されましたが、ともに増加傾向にあります。

現在、期日前投票所は本庁1カ所で行っています。本庁のみとした経緯については、合併時の協議において1カ所と決定されたものです。

さて、支所での期日前投票所の開設について、以前から議員よりご質問をいただいているところです。支所で期日前投票所を開設する場合、1カ所から2カ所となるので、約2倍の経費が必要です。

特に困難な問題は人員の確保です。国政選挙では、8名の人員が必要です。選管職員

だけでの対応は難しいため、他部局の職員の応援により、やっとできている状態です。

種々検討してまいりましたが、このような事情により、開設に至っていないのが現状です。

ご理解いただきますようよろしくお願いいたします。

以上です。

(総務課長 井上 章君 降壇)

○議長 (美野勝男君) 企画管財課長、増谷君。

(企画管財課長 増谷守哉君 登壇)

○企画管財課長 (増谷守哉君) それでは私のほうから、美濃議員の2点目の談合問題について、それからまた6点目のかじか荘の運営について、答弁させていただきます。

まず最初に、談合問題についての入札談合防止の手段ということでございます。

談合につきましては、これは最も悪質な独占禁止法違反の一つであり、入札の公正で自由な競争を否定するものであり、納税者である町民の利益を損ねる行為でもあります。

しかし、もし談合が起こった恐れがある場合の対応策といたしまして、町としては談合情報対応マニュアルを内規として定めてございます。

これにつきましては、町が行う入札において、その執行前、あるいは執行後に談合情報があった場合、業者選定委員会を中心とした状況調査や入札の中止や保留を決定するなど、迅速に適切な対応をし、最終的には、公正取引委員会へ通報するまでの一連の対応を定めたマニュアルとなっております。

また、その他の談合予防対策といたしましては、入札・契約制度の透明性及び競争性の一層の向上を図るとともに、これらの手続きに対する不正な関与についても防止を図ることを目的といたしまして、平成18年の合併以降におきましても、入札方法の見直しや契約に関連する要綱、規定等の制定や見直しのための改正を行ってまいりました。

内容につきましては、まず入札の透明化を図るために、町が行うすべての入札に係る予定価格を入札前に公表を行うことといたしました。また建設工事競争入札参加者選定要綱並びに工事請負等に係る指名停止等措置要綱を改正することにより、不良不適格業者に対するペナルティの強化を図ってございます

また、紀美野町建設工事入札参加者資格審査に係る町独自加算項目に、建設業各社における独占禁止法遵守マニュアルの完備や研修会への参加の項目を加えることにより、

談合防止に向けての教育や意識向上の推進をしているところでございます。

また、町職員倫理規定を新たに制定し、入札担当職員等の意識改革や的確な職務が遂行できる環境整備を図ってございます。これらいろいろな対策を講じ、起こってはならない談合防止に努めているところでございます。

それとともに地域の建設業者の受注機会を確保することも、もちろん考慮に入れているところでございます。

次に「かじか荘の運営について」について、答弁させていただきます。

町にとってのかじか荘という位置づけ、また経済効果はどういうことであるかというご質問でございます。

かじか荘は、昭和44年春に温泉を有する宿泊施設として生まれ、42年間にわたり、数々の変遷を経て、現在に至るまで、多くの県内外の皆様に、親しまれ愛されてまいりました。現在においても、今なお、温泉施設を有する町唯一の公共宿泊施設であり、町の観光にはなくてはならないシンボリックな存在であります。また、都市圏住民との交流や、自然という観光客へ癒しの場を提供しながら、地域住民のコミュニティ活動や町特産品の利活用など、地域の新しい取り組みを誘発する施設として貢献度も非常に高く、町にとってはかけがえのない重要な施設でもあります。

また、経済的効果につきましては、年間の来館者数、約5万3,000人を受け入れてございます。このことにより、かじか荘で利用する食材や消耗品など、町内での調達や、地元住民約20名を従業員として雇用していること。また、かじか荘をご利用されたお客様が、その行き帰りに、町内の商店やガソリンスタンド、交通機関を利用することを考え合わせますと、数値的には把握はできてございませんが、かじか荘があることにより、直接また間接的に大きな経済効果をもたらしていると考えております。

また、このほかにも地域社会を活気づけるという社会的な効果にも大きな貢献を果たしているものと考えてございます。このため、現在経営状態が非常に厳しい状況でございますが、平成20年度より3年間で経営の再建を図るべく努力をいたしているところでございます。この活動に対しまして、町としても応援すべく、また支援をしてまいりたいと考えているところでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

(企画管財課長 増谷守哉君 降壇)

○議長（美野勝男君）

保健福祉課長、山本君。

(保健福祉課長 山本倉造君 登壇)

○保健福祉課長 (山本倉造君) 美濃議員の3番目のご質問にお答えします。

まず、現在の紀美野町の緊急通報システムについて、簡単にご説明いたします。

野上町、美里町の時代から緊急通報システムの貸与事業は行っていましたが、合併によりシステムを統合し、現行の方式となっています。

対象者は65歳以上のひとり暮らしの方で、緊急通報端末装置、ペンダント発信機、火災センサーを貸与し、24時間対応で、大阪ガスセキュリティサービスにより運営しています。利用者が通報すると、電話アナログ回線で、まず大阪ガスセキュリティサービスのコールセンターにつながり、コールセンターが利用者の状況判断を行い、協力員の出動や、もしくは消防本部への出動要請を行います。

また、現在システムでもペンダントによる緊急発信が可能で、見通し50メートルまでは作動するということになってございます。

以上です。

(保健福祉課長 山本倉造君 降壇)

○議長 (美野勝男君) 水道課長、岩本君。

(水道課長 岩本介伸君 登壇)

○水道課長 (岩本介伸君) 美濃議員の5点目の農業用水の料金について、お答えさせていただきます。

平成18年1月1日の合併後、合併協定書に基づき、簡易水道の水道使用料及び新設加入分担金は各旧町の料金を適用しておりますが、同じ紀美野町民が地域により料金に格差が生じていることを踏まえ、統一料金に改定する必要性がありました。

このため、平成20年10月8日、紀美野町水道料金改定審議会(16名を委嘱)に「簡易水道の水道使用料に改定(統一)及び実施時期並びに口径25ミリ以下の新設加入分担金の改定(統一)及び実施時期」の諮問を行いました。

3回に及ぶ慎重な審議を重ねた結果、12月24日に当審議会会長から「簡易水道の水道使用料については野上簡易水道に統一し、実施時期は平成23年4月1日とする」また「口径25ミリメートル以下の新設加入分担金については旧野上町に統一し、実施時期は平成23年4月1日とする」旨の答申を寺本町長に行われました。この答申を受け、町では紀美野町水道事業給水条例案を平成21年3月6日に定例議会に提案し、可決され、平成23年4月1日から水道料金及び新設加入分担金を改定することになって

おりますので、ご理解いただきたいと思います。

(水道課長 岩本介伸君 降壇)

○議長 (美野勝男君) 産業課長、中尾君。

(産業課長 中尾隆司君 登壇)

○産業課長 (中尾隆司君) 私のほうから美濃議員の7番目、就農者をふやす課題について、答弁させていただきます。

農家の減少、農業への就業人口の減少については、先ほど議員からもご報告がありましたように、今月発表されました2010年の農林業センサスにおいては、就業人口で5年前に比べ22.4%減の260万人となり、1985年に543万人だった農業就業人口は、この25年で半減となりました。

紀美野町においても10年前との比較で農家戸数で620戸から540戸と13%も減少しており、引退する高齢者の数に新規就農者数が追いつかないことが大きな要因と考えられます。

また2009年に農水省では40%の食糧自給率を、2020年度までに50%に引き上げる目標を掲げていますが、達成には多くの困難があるとされており。

新規就農者だけでなく、就農者全般についての支援策として、現在紀美野町では中山間地域において適切な農業生産活動が継続的に行われるよう、農業の生産条件に関する不利を補正するための支援として、本年度から第3期の中山間地域直接支払い制度が実施され、その申請推進を図っております。

また、本年度からは水田の個別所得保障制度が実施され、その申請推進を図るとともに、当町の農業を担うみかん、柿、梅、山椒につきましても、農家個別補償の対象にしていただくよう要請を行っているところであります。

県の施策としては新規就農者が利用できる資金として、就農研修資金、就農施設等資金など資金の貸付制度があり、町単独事業といたしまして、農業経営支援事業の各種事業により作業の効率化と経費の節減、遊休農地の解消、農地集積推進、新産品産地化等、新規就農者支援を含め、行っているところであり、ご理解のほどよろしく願いいたします。

(産業課長 中尾隆司君 降壇)

○議長 (美野勝男君) 15番、美濃良和君。

○15番 (美濃良和君) まさにくつの上から足をかくというような感じですね。

こんなんでは議会いいのかというのが、まず今回の印象でした。

町長、どうなんですか。議会というものは、こんなんでもいいのですか。先ほどの総務課長の答弁は何ですか。これもあれもどれも答えられません。答えられない理由がどこにあるんですか。町民は知る権利があるんですよ。答えることによって裁判に大きな支障があるならば、それは考えなければなりませんけども、ない問題については、答えてもいいんじゃないでしょうか。何を考えているんですか。そこのところ、我々議会の場として、ここで町民の方にかわってやるんですから、まじめにやってもらいたいと思います。

まず裏金問題でございますけれども、私が聞いた、最後に残っておった696万円の中に公金が含まれておったと、こういうことについてはどうなんですか。こんな問題について、裁判所でやっているんですから、何も裁判に支障がないわけでしょう。それも答えられないんですか。

また、期日前投票について、経費が要る、人員が要ると。では合併のところでも問題はあろうと思います。私もこれは認めます。しかし住民の方々からそういうふうな声があったら、それについて真摯に答えていくということも必要ではないんですか。金が要っても住民が投票に参加する、参政権という点から考えて、これは当然考えなければならぬ問題であると思うんですよ。それについてどうなんですか、質問したいと思います。

また、かじか荘の問題について、私は事前に通告しているんですよ。これは何ですか。大きな効果があったと。そんな問題だけなんですか。これだったら事前通告も何も必要ないでしょう。どうなっているんですか。議会をまじめにやろうという気があるんですか。

また、通報システムについて、平坦なところで50メートルぐらいの効果があると、こういうふうに言われてますけども、やはり農家が多い実態から、先にそういうふうなことになった方も、家の近くであったけれども、農業の仕事をしに行こうとして、そこで倒れられたようでもありますけれども、これだけいろんなITの進んできている中で、さらに進めていく。これは単に町だけでということでもなく、受益者の方の協力ももらわなければならないかわかりませんが、それも含めて検討することはないんですか。その辺のところ、質問したいと思います。

また、談合問題について、これも一般論の作文としか、私ども受けとめられませんでしたが、一般競争入札制度、こういうふうに見たときにはどのように答えるんです

か。地元業者優先との問題の矛盾はないのか。だったら質問を変えましょうか。

農業用水について、課長から答弁いただいたんですけども、3回審議したとありますけども、合併の時は非常に逃げで、3年後に統一をするということであったんですね。3年たったときに、農家からかなり厳しい声があつて2年間延長すると、こういうことであつたと思います。その2年が来ようとしている中、合併のところはそういうふうな3年ですから、一応その話は済んだとしても、さらに2年たつて、これからの課題としてどうしていくのかということでございますけども、やはりそういうふうな条例で決まっていたとしても、一たん延ばしたということは、それなりに住民の方の声があつて、それを聞いたと思うんですけども、もう一回検討がされなければならないのではないかと。議会としても、そういう必要があるのではないかとこのように思いますが、どうでしょうか。審議会が3回も協議をしてくれて、話し合いをしてくれて、そういうふうになつたと言いますけれども、もう一遍のお考えが要るのではないかと、このように思いますけども、お答え願いたいと思います。

また、農業の就農者を増やすということについて、実際難しい問題だと思つています。今、Iターンの方で仕事がないということで、いろんなことをされてきていると思つています。仕事を探しているということもあつて、中には農業にということもあるんですけども、実際のところ、今までやっておられる方も離農されているような状況の中で、新規就農というのは大変なことなんです。そういう中でありまして。

また食料という問題、確保していかなければならないという課題があると思つています。四国の高知県の窪川町でしたか、大変いろんなところで頑張っている町なんです。窪川町では日本が滅んでも窪川町が残る、そういう農業施策という、そのような意味合いのスローガンでもってやっているように聞きます。この町でも、そういう県の融資があるということでございますけれども、町として支援をするという制度が必要じゃないかと思つています、もう一度、お答え願いたいと思つています。

○議長（美野勝男君） 町長、寺本君。

○町長（寺本光嘉君） ただいま美濃議員から再質問ということで、再質問の前に非常におしかりを受けたということでございますが、決して私どもはちゃらんぼらんな返事をしてるのではなしに、私らにとってできる最高の回答というんですか、それをさせていただいているというふうに私は感じております。そんな中でございますが、議員のご要望に平行線になつておつたということに対するおしかりであつたというふうな感

じております。

そんな中でございますが、まず裏金問題、これにつきましては現在、刑事訴訟については検察庁のほうで再度審議されている、捜査されているというふうな状況の中で、こちらには内容については一切知らされておられません。したがって、こうした回答をせざるを得ないということ、まずご理解をいただきたいと思っております。

それと民事訴訟でございますが、これにつきましては先ほど議員が申されましたように、696万円の中に一部公金が含まれておるということで、検察庁のほうへも、こちらのほうからも書類を提出し、そして民事訴訟においても提出をいたしております。そんな中で現在審議がされているというふうな状況でございますので、私ども、当初、刑事訴訟をしたということは、やはり公金の横領という、そうしたことでさせていただいておりますので、それに沿ったことで、今、民事訴訟において審議がされておるといふふうに感じております。

これにつきましては、今、非公開の中で一つ一つだめ詰めをしていると。そして、目標は先ほど議員も申されましたが、この金は町の金であるということ、認められた上で、一つ一つ公的に使用されているのか、また私的に使用されているのか、そうしたことも証言も踏まえた上で審議をしている、そうした途中でございますので、先ほど総務課長から答えさせていただいたような回答しかできないということで、ひとつご理解をいただきたいと思っております。

また、2番目の談合問題でございますが、これにつきましては議員申されますように、やはり当町で事業を発注している。その事業は恐らく今年度でも約5億円ぐらいの町の工事を発注しているはずで、そんな中で、やはりこれを他所の業者にさせるのではなく、できるだけ町内業者に発注をし、そして経済効果を産んでいきたい、また雇用効果を産んでいきたい、そうした思いでやっておるところでございます。

そうした中でございますが、そうした談合の疑いというのが出ては困る、決して出してはならん。そうした中で業者に対して研修義務やら、いろいろ与えておると。そしてそれが業者としての能力審査の中の1項目になっているというふうなことでございますので、よりよい業者を育成し、そしてまた町内工事を発注していくと、こうしたスタンスの上でやっておりますので、ひとつご理解を賜りたいと思っております。

それと3点目につきましては、これは現在も実際電話方式はやっております。そんな中で、技術的な面で、やはりこれからいろいろ進歩していくであろう、そうした技術進

歩を見合せながら検討をしていきたいなど、このように考えておるところでございます。

ご承知のとおり、紀美野町におきましては高齢者の不在問題というんですか、そうしたのも一切ございません。そんな中で二重三重の見回り隊とか、郵政省との協定、また民生委員の活躍によりまして、そうした事件が発生していないと。したがって、今のそうした二重三重の一人世帯の見守りを今後ともやってまいりたい、そのような思いでございますので、その上に立って、なおペンダント方式ということでございますので、今後そうした技術的な面も踏まえて、ひとつ検討してまいりたいと思います。

また、期日前投票でございますが、これにつきましては本当に私らも非常に頭を痛めておるところでございます。議員もご承知のとおり、合併協議会におきまして、今後期日前投票については本庁で1カ所でやりましょうということで、お互い申し合わせております。その上に立って、現在、集中改革プラン等によりまして人員を削減していかなければならない。また、財政的にも非常に厳しい。そんな中で、支所に期日前投票所を設けるとなると、非常に技術的にも人間的にも、また財政的にも厳しいところがあるということで、ひとつご理解を賜りたい、そのように思います。

それと5点目の農業用水の料金についての問題でございます。これにつきましては、約5年前ですか、私が合併協議会の中で、水道料金については上水道の料金に合わせていこうということで両町が協議をし、合意をしております。そんな上に立って、3年後に料金改定を統一していこうということでやっております。

そして3年後を迎える1年前に、実は私、水道料金統一審議会をつくりまして、そして各代表の皆さん方に来ていただいて、5回、6回の審議を経て、皆さん方にご審議をいただきました。そして同じ水を同じ町で飲んでいるのに、なぜ料金が違うのかというふうなことから、料金統一はやっていこうというふうに審議会のほうで決定をいたしております。

しかしながら、その決定をした時に、今の経済不況の中で、今すぐこれを改正するのはちょっと考えたほうがいいだろうという答申がありまして、2年後に料金を改定していこうということで、その審議会のほうから答申をいただきました。そして、この3月議会におきまして、私のほうから議会へ上程をさせていただいて、そして条例等々を改正をさせていただいたという、こういう経過がございます。

ただ、事務的にはそういう経過でございますが、議員がおっしゃられるように、今の農業の中で非常に厳しい、そういうふうな状況がある。そんな中で料金改定をするのは

いかななものかという懸念は私にもあります。

そんな中で実は昨年からは農業者機械購入の支援事業というのを実施をさせていただきました。改定につきましては、最後の就農者をふやす課題とも絡み合うかもわかりませんが、実はこれだけ高齢化なり、また荒れ地がふえてきている。それをいかにして農業を復活させていくかと、また維持していくかという観点に立って考えたところ、高齢化になってくる、そしてその高齢化になってくるものを何でカバーできるかということ、機械化でカバーをしていかないと仕方がない。そうした中で機械の購入に伴います支援事業を実施していこうということで、実は昨年実施をし、約2,800万円、皆さん方にご支援させていただきました。また、今年につきましては800万円ということで、これも予算を置いております。

そうした支援策をしながら、片方で同じ紀美野町民、同じ水を飲んでいるんですから、統一をしていこうよと、そうした政策のもとにやらせていただいておりますので、また今後とも議員さん方でよりよい案があれば、お聞かせいただければと思います。

それと6点目のかじか荘の運営でございます。これにつきましては、この議会にも報告をさせていただきましたとおり、平成20年を起点として、3年計画でかじか荘を立て直していきましようということで提案をさせていただき、了解をいただいております。

それはなぜかと言いますと、わが町、紀美野町にとってかじか荘の位置づけですね、これはやはり観光の拠点であり、また雇用の場でもあると。なぜかと申しますと、先ほど課長のほうから報告をさせていただきましたように、地元から20人の方々が働きに行っている、そうした観光と雇用の場。それともう1つは紀美野町にとって、かじか荘は一つのシンボルであろうと。そして温泉地だと。そうした中で皆さんと力を合わせてこれを立て直していきましようということで現在やっておるところでございます。

今年は皆さん方のご協力をいただきました結果、昨年の8月に比べて今年の8月は非常に好況やということでございます。これもやはり皆さん方のご協力のおかげやと思っております。

そんな中でございますが、かじか荘も夏の間は非常に客も来ます。これからが一つの正念場であろうというふうに考えておりますので、さらなるご支援とご協力を賜り、そして我が町のシンボル、そしてまた観光の拠点、そしてまた雇用の場を維持していきたい、そのような思いで今取り組んでおるところでございますので、ひとつご理解を賜りますよう、よろしく願いを申し上げまして、答弁とさせていただきます。

○議長（美野勝男君） 15番、美濃良和君。

○15番（美濃良和君） 裏金問題、町長のほうから民事の問題でも、だめ詰めの状況に入っていると、こういうふうなことで答弁があったと思います。また、それから一たん業者に払ったものの一部が返ってきて、要するに公金で、表から町の委託金でしたか、そういうことで公金の一部業者から返ってきて裏金のほうに入っていると。だから696万円の中というよりも、段木さんは自分は裏金をつくったことはないというふうに言われておったようでありますけども、つくってるんですね。つくって、しかも金庫の中に入れておったと。当初は返さないとかかんけども、返す時期を失ったと言っておったのが、弁護士がついてから、あれは自分の金で、小馬場前町長からもらったものやというふうに変わってきたんですね。

そういうふうな中で来たんですが、このように公金があって、それを持っているということは公金の横領ですね。しかも昨年9月に696万円だけ、実際は毛原明賀口の土地のところで段木さんが安く土地を売っておったのを、議会の杉野議員でしたか、指摘があったんですね。それで実際に固定資産の評価をしますと倍近くになったということで、その差額を裏金から出しておった。その返還金、2,170万円ほどであったと思うんですが、これについても段木氏が持っている。また、車の落とした時の補償金、数十万円、合わせれば、ざっと1,000万円近いものを持っているんですが、そのうち696万円、最後に金庫に入れておったという分は、自分のものだけれども、町へ返還じゃなくて寄附したいという寄附願いが昨年9月に出てきたんですね。ということは、9月の段階でも696万円は自分のものだと。単に置いてあったというのではなくて、自分のものだというふうに言っているわけですけども、そうなってくると、今言った新たにつくった公の金を裏金に振り向けた。これも自分のものだと。つまり公金の横領を自分も認められたということになってくると思うんです。

今、どうにも流れは公金であるということが、こういうふうになってきた以上は、次は段木さんが横領、つまり盗んだかどうかということが、法廷の場でも問題になってきていると思うんですけども、自分のものだと言っているんですから、盗んだことになるんですね。横領したことになるんですね。私的流用というふうな言葉を使いますから、よくわからんのですけども、実際のところは横領、取ったんだということになってきていると思うんですけども、それを返せというのは町の主張であって、こういうところが町民の方々にわかりやすく、どのように報告されていくかということが求められている

と思うんです。議会の場で答弁をしていくということは、それは町民に報告したことと同じことなんですけども、そういう点で、もう少しわかりやすくこの問題を見ていかんと、私的流用なんだといっても、いいことをしたんかなとは思いませんけども、何をしたんかわからんという状況になると思います。

そういうことで、この問題はこういう段階にあるということによろしいんですね。もう一度、これは確認したいと思います。

それから談合問題について、今年も5億円の発注があったんだということで、今答弁をいただいたんですけども、こういうふうなところが、やはり町内の業者の方にどういうふうに波及してくるのかという、これだけ大変厳しい経済の状況になってきて、これから決算等の中でも、どれだけ税金が落ちてきているのか、これはやはり景気が悪いからだというふうに町も押さえられているようなんですけども、その中で、できるだけお金を紀美野町に落としていくということを考えていかなきゃならんと思うんですけども、町長言われるように町内の方々に落としていくと。

そういうことで談合の防止というところの一般競争入札、若干の矛盾があったとしても、できる限り倫理観の醸成をしていくと。入札は単に土建業者だけじゃなくて、いろんなものにあるわけなんです。そういうところが、できるだけ町内の方々にお金を落としていくという点で努力をしていくということについては、私は必要ではないかというふうに思います。そういう面で今後も努力をしていただくということで、置いておきたいと思います。

次に、高齢者の通報システムについては、町長に今、答弁いただきましたけども、技術進歩を踏まえて検討したいということですので、努力を願いたいと思います。

それから期日前投票ですね、この問題については本当に難しい問題だと思います。何でもっと合併の協議の段階で、美里側が頑張ってもらわなかったんかということが悔やまれるんですね。

最初に段木町長から黒西町長のほうに合併してくれということを申し入れをされて、その時にも庁舎はここでいいんだと、このように言ったそうなんです。これはもし違う方が、どっちからでもいいんですけど、話になって、美里支所、現在は支所になってますけど、あっちが本庁になっていたら、期日前投票も美里の庁舎だけでやるのかどうか。こういう問題もあると思うんです。人口は旧野上が2に対して旧美里が1、しかし面積を考えたら倍以上あるんですね。そういうふうな立地条件がある中で、やはり期

日前投票も考えていただきたいというのは、率直な住民の声であると思います。もう一遍検討してもらえないのかどうか、お聞きしたいと思います。

それとかじか荘なんですけど、私は経済効果ということについて、数字でもってあらわしてもらえるとこのように思ってたんですよ。ですからそういうふうに通告をしておったんですけども、具体的に書かなければ答弁してもらえないというふうな問題であるのかと、ちょっとショックだったんですけど。

これから正念場に入っていくんだということでありましたけども、その1つが12月の忘年会、または来年初めの新年会と、こういうものもかき込んでいかなければならぬものであると思うんですね。これについては紀美野町民の方々にもご協力を願うとして、できるだけこれは営業がどれだけできるのかと。そういう面で実際に仕事を取ってくる営業というんですか、具体的に詰めてくる。また、役場の中でも、課によっては忘年会等をされるようでありますけども、そのときにどれだけかじか荘に来てもらうのかということについて、値段の設定も含めて、どれだけかじか荘が頑張るか、こういうふうなことも含めた、そういう町内の事業所や、そういうところでも、どれだけ努力するのかということが必要ではないかと思うんですね。それについてどうであるのか。また、先ほど何点か申しましたけども、その辺のところの検討をしていただけるのか、その辺についてもう一回、質問したいと思います。

そして農業問題、新規就農者の就農を進めていく上での課題と農業用水の有収問題ですね、町長はいろいろと検討していただいているということでもらったんですけども、農業用水ですけども、飲み水というのは同じだと思うんです。でも農業というふうな課題になってきた場合に、旧野上町の方も含めて、農家の皆さん方は大変な状況になると。しかも2つの町の料金体系を見てみたら、ぎょうさん使うところは美里が有利やったかな、反対か、そんなふうなことで違ってましたね。農家の皆さん方に少しでも援助のできるような体系に持っていけないのかどうか、そのところのもう一遍、答弁を願いたいと思います。

就農者の問題についても、融資があるということでございますけれども、融資ですから当然返さなければならない。その期間というのは、待ってもらえる期間というのがあると思うんですけど、今の経済情勢等も考えて、その間に経営を軌道に乗せるということが大変難しい状況にあると思うんですね。そういう点で、町として多少なりとも援助する、そういうことができないのかどうか。以前、伝統産業については若干の援助をいた

だいていると思うんですけども、そういう点で農業についても町としての援助ですね、検討してもらいたいと、このように考えますが、いかがでしょうか。見解をお聞きしたいと思います。

○議長（美野勝男君） 町長、寺本君。

○町長（寺本光嘉君） 美濃議員の再々質問にお答えをいたします。

まず1点目の裏金問題でございますが、これにつきましては現在、私的流用云々で相手と争っておるといふような状況の中で、今、町民の皆さん方にご報告を申し上げますと、中間的な過程ですと非常に誤解を招く、そうしたこともございますので、以前の議会でも申し上げましたが、ある程度の区切りがついて、そしてこの件についてはこうなってきましたというふうなことでご報告を申し上げたい、そのように思っておりますので、ひとつご理解をいただきたいと思います。

それと2点目の談合問題、これにつきましては、やはりそれぞれ皆さん方の倫理、これをまず生かし、そしてその上に立って入札の執行をしていくと。そして町内業者の育成、あるいは雇用等々を考え、事業を発注していきたい、そのように考えております。

先ほど報告事項で、工事が町内でやられているというふうに申し上げましたが、これに対する経済効果、また雇用等々は非常に大きなものがあるというふうに感じております。そんな中で議員が申されましたように、今後ともこうした事業をどんどんと促進していく、そうした姿勢でおりますので、ひとつご理解をいただきたいと思います。

4点目の期日前投票ですが、これにつきましては今後の課題としていただけたらと思います。ただ、先ほども申し上げましたが、やはり財政的な問題、また人力的な問題、またシステム的な問題等々がございます。今すぐとはいきませんが、ひとつ課題として検討させていただきたいと思います。

それと5点目、農業用水の料金、これにつきましては先ほど申し上げましたが、3年間の延長をし、3年後に統一を図る。そしてその3年後に統一を図る前に代表の皆さん方に寄っていただいて、検討委員会で再三再四にわたって検討をしていただき、そしてその結果、2年を延長しよう。今の経済情勢の中ですから、2年を延長して、そして統一を図っていこうと、こういうことで答申をいただきました。

そんな中でございますが、やはり非常に今の現状は、商工業をはじめ農業に至るまで、本当に厳しい状況の中でございます。そんな中でございますが、そうしたいろいろの支援策、これをしながら、やはり料金は料金として、水道会計というのは特別会計でござ

います。そんな中で支払っていただき、そして施策は施策としてやっていきたい。

そして一つ、先ほど議員のほうから提案がございました農業の支援策ですか、これの利子補給はできないかという話でございますが、これは一遍検討させていただきたい、このように思います。

それとかじか荘の運営でございますが、よいご提案をいただいたわけでございますが、実はかじか荘でこの9月、もう既にまた新たな企画をやっております。そして中秋の明月が9月22日でございますが、25日の土曜日、ひとつ中秋の明月にちなんだイベントをやろうということで、お一人様2,500円で、食事をしながら中秋の明月を楽しんでいただく、そしてまた食事の終わった後、大正琴を聞いていただき、そしてまた天文台へ行って星を見ていただく、月を見ていただく、そうした企画をかじか荘の職員らが企画してきました。そしてもう既に実施すべく、今動いておるところでございます。

またもう1つは、この9月は皆さん、敬老の日のある月でございます。したがって町内の70歳以上の高齢者の皆さん方の入浴料を割り引いていこうということで、これも今やっておるところでございます。

それから先ほど忘年会、また新年会というふうなお話もございましたが、それを目標に各種イベントを組み、そして対応していきたい。また最近に至りましては、インターネットによる宿泊者が非常に増えておるということでございます。

それともう1つ、先ほどから、かじか荘の問題になっておるわけでございますが、観光の拠点、かじか荘だけではなく、だるま湯もあり、たまゆらの里もあるということで、皆さん方に町内のそうした各施設をご利用いただけるように、ひとつご協力をいただきますよう、よろしくお願ひ申し上げまして、答弁にかえたいと思います。

○議長（美野勝男君）                      これで美濃良和君の一般質問を終わります。

しばらく休憩します。

休 憩

(午前10時33分)

---

再 開

○議長（美野勝男君）                      休憩前に引き続き会議を開きます。

(午前10時50分)

○議長（美野勝男君）                      続いて11番、加納国孝君。

(11番 加納国孝君 登壇)

○11番(加納国孝君) 私は、松瀬井水利組合の現状について、質問させていただきます。

松瀬井水利農業用水は、土地の古老の話によりますと、井沢弥惣兵衛氏が江戸時代の初期に初めて水路を開削し、随時にこれを拡張してきたもので、現在の松瀬の水門から下佐々柄谷の排水口まで4.1キロを完成しました。その格差は1メートルと聞いている。昔は測量機械や土管やセメントもなく、竹を割って水を流し、赤土を練って水漏れを防ぎ、いろいろと工夫をして水利をつくり、水門から配水口まで滑らかに水を流すのではなく、3カ所に区切り、瀬をつくり、勢いをつけて水を流していると、少年時代に父親から聞いたことをいまだに覚えています。

その当時、耕作面積は55町歩あったが、昭和56年度は9町2反、耕作者は84名、平成21年度は4町8反、耕作者は26名に減っている。しかし昭和28年7月18日の大水害で、大木地区から落合橋の間、現在の国道370号線、用水路ともに全部流失し、復旧時には急を要し、道路敷地内に暗渠管として埋設し、その暗渠管も50年の月日で老朽化し、接続部分から漏れが激しく、また勾配が少ないため、土砂が堆積し、去年も今年も5月、田に水を要する時、暗渠管のため、鍬やトンガで土砂を取りのけられず、町建設課を通じて建設業者のお世話になっている状況です。

大水害以前は道路と用水路は平行して流れていたが、自転車、馬車、牛車の運搬時代から車社会の交通量の増加により、道幅の拡張により、暗渠管を埋めたものと思って、したがって国道370号線は県国の管理のため、県国にこの状況を働きかけてほしいと思います。

昼はお日様、夜はお月様が見え、ドジョウやオタマジャクシの姿が見える用水路をつくってほしいと思います。

(11番 加納国孝君 降壇)

○議長(美野勝男君) 建設課長、山本君。

(建設課長 山本広幸君 登壇)

○建設課長(山本広幸君) 加納議員の松瀬井水利農業用水路について、お答えいたします。

松瀬井農業用水につきましては、真国川を原水とする松瀬頭首工があり、県道高野口・野上線から国道370号線に沿って、下佐々地区の水田に通水している用水であり

ます。

その中で、松瀬地区の落合から吉野地区との境界付近までの間、約300メートルありますが、国道370号の道路内に暗渠管、大きさが800ミリで、用水路として布設されています。

議員の言われるように、昭和28年の大水害により、道路や用水路が流失したものと聞いております。復旧時に際しては、地域が閉塞状態であり、大変な混乱時期に乗り、避難路の確保や救援物資の輸送路の確保及び生活関連施設等への道路の整備が最優先され、用水路については、道路の中に簡単に暗渠管として復旧されたものであろうと思われれます。

現在暗渠管の状態は、布設後約56年の年月が過ぎ、老朽化に伴う漏水や土砂等の堆積で、水利組合も毎年整備に苦慮している状況であり、町としても平成21年・22年度と、大規模な漏水箇所の修理の際は、補助もして整備を行ってきましたが、今後の用水の管理整備等については、国道370号を管理している県担当課に相談をしたところ、前向きに検討をしていただき、現在現況の測量作業を実施中であり、新しい水路の計画段階には入っておりませんが、議員が言われるように「水路は暗渠管でなく、開水路にしては」と。私どもも当然、管理していく上では開水路にするのがよいと思いますが、道路に隣接する貴志川や用水路の縦断勾配等を考慮する必要があり、大変難しい場所とは思いますが、県と十分協議しながら、できるだけ水利組合の要望にこたえられるよう、お願いをしていきたいと考えております。

以上、簡単ですが、答弁いたします。

(建設課長 山本広幸君 降壇)

○議長(美野勝男君) 11番、加納国孝君。

○11番(加納国孝君) 私の質問に対して積極的な支援と、国や県に活発な運動をしていただくことを答弁いただき、私ともども、きょうは水利組合の代表者も傍聴に来ていただき、安心し、喜んでいることと思います。

さて、今の現状と今後の水利組合のあり方につき、質問いたします。

10日ほど前も町水道局東側、100メートルの地点において破損地点が発生し、現在工事中のことと思いますが、暗渠下で幸い前の水路を残してあったので、美しいきれいな水が私の家の前も流れています。他所であれば大型ポンプで川から水を上げなければならない状態です。以前、55町歩あった水田は現在は4町8反、7,015歩、耕

作者が26名となっているのも、国の農業政策にもあろうが、個人の住宅の変更、町営住宅、町水道局、野上中学校校舎、町消防局等、町施設にも以前の耕作者が貢献をしていると思います。

農業用水路確保のため、町当局に毎年補修していただき、お世話になっていますが、耕作者の減少により、反面積当たりの費用が増加しています。暗渠のため、給水口に鉄柵があり、吉田組下流と吉野児童館のところで、朝夕ごみの撤去をしなければならない状態です。以前は木の葉や自然ごみでしたが、昨今では生活ごみ、ナイロン袋、果物の皮、年に5～6匹のイタチやタヌキの死骸も見かけます。水路のごみ掃除は大変負担になっている。それから野上中学校校舎の北側に用水路が流れて、通学道路と平行して毎年自転車で転落する生徒もあると聞いています。

水利組合から希望しているわけではないが、鉄柵とか、ふたをつけるとか、町として水路と通学路をどのように考えていますか。ご答弁をお願いします。

○議長（美野勝男君） 町長、寺本君。

○町長（寺本光嘉君） 加納議員の再質問にお答えをいたします。

今、大変厳しいご指摘があったと思います。通学路は確保していかならん、されど用水路も確保していかならん。こうした中でどう考えているんだと、こういう非常に厳しいご指摘であったと思います。

ただ、私も実は野上中学校の北側、お寺の下ですね、あそこの用水路について、実は以前、松瀬井の組合の皆さん方とお話をさせていただいたことがございます。といいますのは、あそこをボックスか何かを入れて上を利用できんかなと、そうさせていただきませんかという話を投げかけさせていただいたら、いろいろまた考えていこうというお話をいただいたんですが、そんな中で、やはり水路と通学路、これらを相まって今後考えていかないとならない。そしてこれだけ耕作面積も減ってくる中で、やはり非常に維持管理も難しいであろうということも、また関連してこようかと思えます。

今後、松瀬井の組合の皆さん方と話をしながら、よりよい方法をとっていけるように協議をしていきたい、そのように考えておりますので、ひとつご理解を賜りたいと思います。

以上です。

○議長（美野勝男君） 11番、加納国孝君。

○11番（加納国孝君） 次の質問は答弁は結構ですけども、現状について、こう

いう状態だということ。溝の方から利用料として有料水路に、個人の橋や家庭からの家屋の敷料として、ある程度の料金をいただいている。私も一昨年までが7,500円だったのが、昨年から2万1,000円納入しているような状態です。また、水利組合として、一般家庭からの生活排水についても、清掃していただくか、清掃協力金を考えている状態です。どうかその点、答弁は結構ですが、こういう状態だということを考慮していただきたいと思います。

○議長（美野勝男君） 町長、寺本君。

○町長（寺本光嘉君） 加納議員の再々質問にお答えをいたします。

非常に財政厳しい中、またそうした清掃料云々というのは、やりたいのですが、非常に厳しい面があるということで、ご理解をいただいた上で、今後とも一遍話をさせていただけたらなというふうに思います。ただ、そうした支援策というのと、また清掃をボランティアでしていくという、いろいろの方法があろうかと思しますので、一遍そこらをあわせて協議をさせていただけたらなというふうに考えますので、ひとつよろしくお願いいたします。

以上です。

○議長（美野勝男君） これで、加納国孝君の一般質問を終わります。

続いて7番、西口優君。

（7番 西口 優君 登壇）

○7番（西口 優君） まず1点目です。高齢者対策について。

全国的に100歳以上の高齢者の所在が不透明になっているようです。報道によると、親族でさえ数十年わからないとも言っています。それだけ家族のきずなが薄れ、高齢者の孤立化が進んでいることのあらわれであります。

今問題になっているのは、100歳以上の超高齢者ですが、その徴候はもっと低い年代の高齢者から始まっていると思われ。行政は高齢者の孤立化を防ぐために何をすべきと考えているか。

2点目です。行政サービスの改善について。

過日、相談を受けたことの調べものに、福祉課、税務課、住民課とかかりました。その時思ったものです。1つの案件でこのようにかかるとは、町民が不便に感じるに違いない。役場は利益を追求するものでなく、住民に対し、行政サービスを最大限追求するものであると考えたとき、1つの提案として、役場窓口に住民が座れば、要件に応じ

て役場担当者がかかわって対応し、すべての用事が済んでしまう、これが理想かなと思うのです。役場窓口をこのようにできないものか。

提案の1つとして、例えばお金の流れは住民課と税務課と思うのですが、同列の並びにして、その間に出納を置く。このようにすれば、住民が窓口に着いたままで申請手続きができます。このような配置にしてはどうか。

3点目です。学校教師の配置について。

物事は適材適所と言われます。小学校教員の場合、1人の担任が年間を通じて指導を行ってくれます。しつけを重視しなければならない低学年の指導を得意とする教師もいれば、高学年の指導を得意とする教師もいると思うのです。子どもはすべての可能性をうちに秘めています。この可能性を最大限引き出すことができる人材の配置を、学校側は考えなければなりません。教師は県職員ですが、小中学校は紀美野町立です。教師の配置をどのような観点から考えているのか。

4点目です。原動機付自転車のナンバー登録について。

原動機付自転車の盗難が多くあります。ナンバー登録が、他の自治体盗難車であっても簡単に新規登録できることに一因があるような気がいたします。車体番号を警察、自治体間でコンピュータ管理し、共有することができないものか。

5点目です。水道メーターの耐用年数について。

すべての器具には耐用年数があると思われるのですが、当初予算の中でメーター交換の予算がよくわかりません。メーターの耐用年数はどのようなものか。一概に耐用年数どおり壊れるとは思いますが、一般的な解釈として、紀美野町の水道開栓数を耐用年数で割って年次計画で交換する必要があるのではないのか。

以上です。

(7番 西口 優君 降壇)

○議長 (美野勝男君) 保健福祉課長、山本君。

(保健福祉課長 山本倉造君 登壇)

○保健福祉課長 (山本倉造君) 私からは、西口議員の1番目の質問にお答えします。

100歳以上高齢者所在不明と高齢者の孤立化の問題です。

まず、町内の100歳以上の方の状況を申しますと、8月31日現在で12人いらっしゃいます。すべての方が6月分の介護保険を受給され、施設に7人が入所中で、在宅

の生活の方が5人となっています。紀美野町は人口も少ないため、比較的容易に確認することができるものと思っています。

続きまして、高齢者の孤立を防ぐために何をすべきかということについてです。高齢者にかかわらず、どんな人でも人は社会とのかかわりなしに生活を続けていくことはできませんが、時には周囲とのかかわりを好まない方もいらっしゃいます。いろいろな考え方を持った皆様がいらっしゃる中で、行政としては住民の方々が地域での生活を安心して続けていくことができるように、医療や介護サービス、福祉サービスの提供や相談業務等のいわゆる公助を実施するとともに、地域にあるさまざまな団体や組織の自主活動や見守り活動等、地域社会の共助を促進し、社会参加の機会の提供や健康教室等の活動を通じて、自助の自覚を促していくのではないかと考えています。

短期的には見守り活動、これは必要な人の発見とか発掘も含めての見守り行動ということになるのですが、見守り行動と相談事業の充実、気軽に相談ができて課題が解決する能力を向上させていくことが、行政の必要なことだと考えています。

以上です。

(保健福祉課長 山本倉造君 降壇)

○議長(美野勝男君) 住民課長、牛居君。

(住民課長 牛居秀行君 登壇)

○住民課長(牛居秀行君) 私からは西口議員の2番目の行政サービスの改善についてのご質問に、お答えをいたします。

議員ご質問の件につきましては、すべての課で生じてまいることではございますけれども、住民課の窓口をご利用していただくお客様が一番多いということの中で、住民課のほうからお答えをさせていただきますことを、ご承認お願いしたいと思います。

住民に対します行政サービスにつきましては、住民のライフスタイルや価値観の多様化、住民ニーズの高度化といった住民側の変化等への対応を基軸として、住民の満足度を高め、自治体としての魅力を向上させる取り組みを進めてまいらなければならないものと考えております。

議員ご指摘のとおり、一つの窓口ですべてが処理できる、いわゆるワンストップで手続きが完結できることが理想であると考えてございます。

現在住民課の窓口業務といたしましては、大きく分けまして、住民票関係、戸籍関係、印鑑証明、福祉医療関係、国民健康保険、後期高齢者医療制度、国民年金、環境衛生等、

数多くの住民生活に直結した窓口業務がございますが、それぞれの業務に付随いたしまして、他課の所管している業務の事務処理が同時に発生をいたすことがございます。これらに対応すべく、他課の業務であっても、住民の方が窓口移動をできるだけ少なく済むように、住民課の窓口で処理が可能なものにつきましては、でき得る限り対応をさせていただいているところでございます。

例えば転入届の場合、お子様がおられる世帯においては、子ども手当の申請などが発生いたしますが、保健福祉課まで行っていただかなくても、住民課窓口で申請していただける体制にしております。

また身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳、介護保険証の住所の変更等も住民課窓口で行えるようにしてございます。

また転出、転居に伴いまして同じようなことが生じてまいります。そのようなときにつきましても、今申し上げましたように行っております。

水道の使用異動届につきましても、水道課に行っていただかなくても、住民課窓口で対応いたしております。

税務課との連携につきましても、国民健康保険の加入時の保険税の相談や、死亡時の手続き等について、税務担当職員が住民課まで来て対応しておるところでございます。

また住民課の所管事務でない、いろんなご相談を受ける場合がございます。そのような場合におきましても、できるだけ住民の方の移動を少なくするために、わからないことにつきましては、各課の担当者に電話等で連絡を取り合い、対応をしておるところでございます。

このように、でき得る限りお客様の窓口移動が少なくなるよう努めておりますけれども、詳細な個別の対応が必要な業務、年間の取り扱い件数が少ない特異な業務や専門性の高い業務につきましては、それぞれの原課での対応が必要であると考えため、関係課へ、ご足労していただいております。

議員ご指摘の「役場窓口に住民が座れば1箇所ですべての用事が済んでしまう」という領域までには至っておりませんが、今後におきましても、住民の側に立って、住民にとってできるだけ便利になるよう、より一層、質の高い行政サービスを目指し、努力してまいりたいと考えておりますので、ご理解賜りますようお願いを申し上げ、答弁とさせていただきます。

(住民課長 牛居秀行君 降壇)

○議長（美野勝男君） 総務学事課長、溝上君。

（総務学事課長 溝上孝和君 登壇）

○総務学事課長（溝上孝和君） 私のほうから3点目の質問について、学校教師の配置をどのような観点から考えているかについてを答弁いたします。

県内市町村立小中学校教員の配属任命権者は県教育委員会であり、市町村教育委員会には異動権限はなく、配置前に、町の事情等意見を述べるだけにとどまります。

配置は、男女別のバランスや年齢のバランス、学級数、学校の規模等を考慮して配置を考えておると聞いています。本町の先生の配置に関しては、他の市町村と比較すれば、十分意見を聞き入れて配置してくれたと感じています。

各学校に配属された限られた人材の中で、学級担任先生の配置は、その学校の校長先生の権限で行われることになっています。これらは、学校教育法に「校長は校務をつかさどり、所属職員を監督する」とありますので、学校長の職務権限に当たります。

また、教育委員会の学校管理権として、地方教育行政法に「教育委員会は、その所管に属する学校その他の教育機関の設置、管理及び廃止に関する事項を処理する権限を有する」とあります。この「管理」には施設管理もありますが、職員の配員・配置を適正にし、学校の組織編成・教育課程、教科書その他の教材の取り扱いを適切にし、利用者に規制を加えるなど、人的、運営面を含む広い概念であるにとらえています。つまり、学校長は校務分掌の配置等、学校経営の責任はあるとした上で、当町教育委員会は、学校管理規則に基づいて分掌組織を規定し、職務の遂行状況を把握しながら、必要な場合には、学校長及び教職員を指導する立場にあるにとらえています。

学校自体にも特徴や事情がある中、議員の言われるように、先生の中にも得意とする分野・クラスの特徴、特別支援学級等も考慮しながら、各学校の校長先生は、それぞれ先生の特徴を生かし、最良の人事で配置していくものであります。

「子どもの可能性を最大限引き出すための人材配置」は、非常に重要なポイントだと考えます。すばらしい指導力を持った先生であっても、すべての児童の可能性を最大限に引き出せることはできません、子どもの成長は著しいものがあり、6年間を見通し、それぞれの発達段階に応じて、集団生活への適応性や生きる力を身につけさせていく必要があります。

「今できなくても1年後にはできるようになるから、このことだけは今できるように指導する」といった見通しを持った指導が大切です。教師の指導力は研修や経験によっ

て高まるものであることを踏まえ、教員を配置する必要があると考えています。それらを踏まえて県教委・校長、当教育委員会が、それぞれの立場の観点から最良の配置指導を行っておりますので、ご理解のほどよろしく申し上げます。

(総務学事課長 溝上孝和君 降壇)

○議長（美野勝男君） 税務課長、温井君。

(税務課長 温井 勝君 登壇)

○税務課長（温井 勝君） 私から、西口議員の4点目の原動機付自転車のナンバー登録について、当町の登録について説明させていただきます。

当町では新規登録については、新車の場合は、車体番号等の記載したメーカー発注の書類の新車カード、中古車の場合については、廃車証明を申告書に添付して登録を受けています。また、添付書類のない車両については、販売業者から購入し、申告書に販売業者が販売証明をしているものについては、石刷り（単車についている車体番号を鉛筆で紙にこすったもの）をつけることで登録が可能としています。それ以外の個人で廃車証明を持たないで来た場合は、旧所有者に廃車証明の再発行を受けてもらい、それをもって添付してもらうようにしています。

また、盗難車両の当町としての対応については、先ほど言いました石刷りのみの登録については原則認めていません。しかし、販売業者による販売証明と石刷りを持ってくれば登録、もしくは販売証明のない登録の場合は、石刷りとグッドライダー・防犯登録制度に加入したという条件で登録しています。このグッドライダー・防犯登録というのは、二輪車の盗難防止と、万が一の盗難時の早期発見を実現する防犯システムで、ユーザーが任意に加入することで、二輪車のデータが警察のコンピューターに登録され、もしこれが盗難にあつて、警察に不審車両が発見されたときは、所有者への確認ができるため、盗難の早期発見を可能にするシステムとなっています。

また、石刷りのみで登録を希望される場合は、グッドライダー・防犯登録していただくことにより、もし警察に対し盗難届が出ていた車両であれば、登録番号が一致すれば、警察に報告して対応できることになってます。

また、本町以外には、石刷りだけで登録できるという市町村もあるかもしれませんが、本町ではできないようになってます。

それから車体番号を警察とか自治体のコンピューターで管理し、共有することができないかという質問もあろうと思いますが、今現在これといったシステムやネットワークが

できていないため、今の段階では不可能な状態です。

以上、答弁とさせていただきます。

(税務課長 温井 勝君 降壇)

○議長 (美野勝男君) 水道課長、岩本君。

(水道課長 岩本介伸君 登壇)

○水道課長 (岩本介伸君) 5点目の西口議員の質問にお答えさせていただきます。

メーター器の耐用年数については、計量法により耐用年数が8年となっています。メーター交換の予算につきましては、野上簡易水道事業では、歳出、1款、衛生費、2目、作業費、11節、需用費の中の修繕料で水道メーター交換、修理等で30万円、美里簡易水道事業で50万円計上しています。

上水につきましては、9款、水道事業費用、2目、配水及び給水費、31節、修繕料70万円、35節、材料費で36万円計上しています。

紀美野町の水道開栓数が5,295、内訳としまして上水で2,591、野上簡水で952、美里簡水で1,752器ありまして、そのうち4,220器が交換必要であります。

平成21年6月議会の西口議員からの一般質問でも、美里簡易水道の有収率が極端に低いというご指摘がありました関係上、対策として、設置後かなり年数が経過している神野市場地区で200器を交換完了しております。

また、毛原簡水も設置後かなり期間がたっていますので、110器、業者にお願ひし、随時交換中であります。

美里簡易水道、長谷宮簡易水道につきましても、耐用年数がかなり経過していますので、逐次調査をしながら交換を行ってまいりたいと思います。

紀美野町の上水道の給水区域につきましては、平成9年から平成12年にかけて交換を行っていますが、一部の区域に耐用年数がかなり経過しています区域もあります。

河北簡易水道の給水区域につきましては、平成元年の設置区域と平成13年の設置区域があります。河南簡易水道の給水区域につきましては、平成9年から平成11年にかけて交換を行っています。

中田簡易水道につきましては平成21年に町に移管され、交換が終わっています。

今後は、収入が年々落ちこむ予算の厳しい中ではありますが、台帳等再度確認しながら交換を行ってまいりたいと思いますので、ご理解賜りたいと思います。

(水道課長 岩本介伸君 降壇)

- 議長（美野勝男君） 7番、西口優君。
- 7番（西口 優君） 2点目の住民課と税務課と同列にして、その出納を置けな  
いかという部分が答弁漏れになってます。
- 議長（美野勝男君） 住民課長、牛居君。
- 住民課長（牛居秀行君） どうもすみません。もう一つ、議員ご指摘の担当者がか  
わって対応してはどうかということにつきましても、一番最初の答弁の中で触れてお  
りませんでしたので、そのこともあわせまして、触れさせていただきたいと思います。  
まことにどうもすみませんでした。

担当職員がかわるがわる一つの窓口を集まって対応することにつきましての議員のご  
提案につきましては、現実そのようなケースもございますが、すべての事柄に関して行  
っておるものではございません。

役場にお越しの住民の皆様には、多種多様なご要件で役場に来られます。直接担当課  
にお越しの方や担当課への電話による問い合わせやご相談もございます。担当職員にと  
りましては、そのようなお客様方への対応もございますし、もちろん通常の事務処理業  
務をこなしていかなければならないわけでありまして、頻りに席を離れることにつきま  
しては、かえって業務の効率性を低下させる結果となると考えてございます。

また、住民のご質問やご相談に対しまして、資料や台帳を見ながらご説明を申し上げ  
なければならないことが多いわけでありまして、そのような場合につきましても、課に  
常設のパソコン等を利用しなければなりませんので、関係課への対応となってござい  
ます。

また、時間のかかるような込み入った内容のご相談やご質問につきましても、一つの  
窓口で対応いたしますと、他のお客様の待ち時間が大変長くなるということもござい  
ますので、それぞれの担当課へ行っていただいて対応していただくことが、お客様にとり  
ましても、より効率的であろうかと考えておるところでございます。

それからもう1点、後段にございました住民課と税務課を並列に並べ、その間に出納  
を置いてはどうかというご提案の答弁漏れのご指摘だったと存じます。

それにつきましては、住民課と税務課の位置関係につきましては、議員ももちろんご  
承知のことだと思っておりますが、役場玄関を入りまして、廊下をはさみまして、向かい合わ  
せの位置にございます。出納室は税務課の隣に位置し、税務課、出納室ともに住民課の  
前に配置されてございます。これは手数料等を伴う窓口業務が住民課や税務課に多いこ

とから、住民の皆様の移動の距離を考慮して配置設計されたものであると考えてございます。

また、窓口業務を伴わずに単に税金だけを納めに来る、また他の公共料金を納めに来られる方々もおられます。そういった方々にとりまして、役場玄関を入りまして、すぐ正面に出納室がございます。利便性の面から考えましても、合理的な配置であると考えてございますので、ご理解賜りたいと存じます。

○議長（美野勝男君） 7番、西口優君。

○7番（西口 優君） まず1点目ですけれども、高齢者が安心して社会参加できるという、こういうふうな話、私も今気がついたんですけども、しょせんは生きがいというか、話し相手が欲しいとか、そういうふうな部分、話し相手が少ないから何となく寂しいとかという、高齢者の場合、こういう部分があるかと思います。今、若い人には婚活事業というのをやっています。だけどころこういうふうなことを今確かに地域的には高齢者を寄せて、一部の地域であるけれども、それはある程度わかっている人らやし、だけどころじゃなくて、全町的にこんなことをしませんかということができないもんかなと、そんなんができたらいいのになと、ちょっと思いついたので、高齢者が婚活事業とまではいかんけれども、そういうふうな出会いの場の提供ということの一つの提案として、そんなんができたらいいんじゃないかと、こういうふうな。すべての行事はそういうことを含んでいるんだけど、そういうことも考えていったら、もう少し寂しさが紛れるのかなと、こういうふうな思うので、一つの提案として、難しいかどうかというその点、考えてみるのもおもしろいかもわからん。そんなふうな思うんで、一つの提案として不可能かどうか、一つの可能性はどんなものだろうかと、こういうふうな部分、お願いします。

2点目です。住民課では他課の業務に対しても対応しているという現実問題として、各課の席を離れたら、みんなに業務に支障が出たらもっと困るという、こういうふうな話だったと思うんですけど。役場全体はすべて町民のためにあるという、これが原点やしな。そういうふうな考えたとき、役場へ来る人は実際に役場の仕組みすら余りわかってない。本当に考えたら、よく仕組みのわかっている人は担当課へ直接行くであろうと思います。役場の仕組みの余りわからない人というのはかなりいてると思うんですよ。

だからもし住民課なら住民課に、案内でもサービスでも一つのところがあって、そこで全部できたら一番理想やし。そういうことがこれからの一つの課題としてできればい

いんじゃないかと。最初からこれは難しいですよ。難しいのはわかりますが、だけどそうじゃなくて、これからの行政サービスというのは、そういう方向に進んでいくべきであろうかと思うんですよ。そういうことが一つの将来の可能性ということになるんかもわからんけども、そういうことを前向きに考えてみる。最初から、こんなんとても無理ですよということは、やってもいない前から決めつけるんじゃないくて、やってみて、こういう結果でこれは難しいですよと、これやったらわかる。だけど最初から木で鼻をくくったような返事をするとかいうのではなくて、前向きに取り組んだ中で、こういうことが難しいです、ああいうことが難しいですよと、こういうふうにするべきではないかと、こういうふうにするので、再度の考えを聞かせてもらいたいと思います。

3点目の学校教師の配置、これは学校長に権限があるというふうな話でしたけど、ただこの中に僕思うのに、父兄の考えとか個人の考え、それもモニターペアレンツとかと、ややこしいことを言っているから、そういうことばかり言うのもおかしいんですけども、ただ実際、親は自分の子どもを大事に思っている。そういうふうな人が全くそういう意見を取り入れられる場が少ない。

僕もちょっとしたことで教育長のところへ相談に行ったことがあるんですけども、その時でも、子どもを一番大切に思っている父兄の考えというのは反映されないのかなど。そこで一般的な常識というのとはどこにあるかという部分があるんですけども、全く無視しているというのも変な話やし。だからそれぞれの考えの中で双方が納得したような形の学校運営ができたらいいのになと、こういうふうにするので、再度の答弁を願いたいと思います。

4点目です。原動機付自転車のナンバー登録について。

私が質問として自治体間でコンピュータ管理し、共有することができないものかということを探ねたんですよ。現状は私もわかっております。わかっている現実にはこういうふうになってナンバー登録されていますよと、これはわかるんですよ。だけど、それでは現実に和歌山市の盗難車であっても、紀美野町へ持って来て、石刷りをやって、こういうふうになれば登録されてしまう。だから本来は日本全国、北海道から沖縄の端までコンピュータ管理して、どこの車体ナンバーであってもそういうふうにはできんかな、こういうふうな質問ですわ。

確かにこれはどこかが発信をして、どこかの自治体がこういうことを提案して、こんなことができないかなというふうに出していかなかったら、我々は待っているだけ。よ

それがこういうシステムを始めたので、紀美野町も参加しませんかと、こういうふうな形でなくて、紀美野町からでも発信できないものかと、こういうことをもし和歌山県なら和歌山県でもやっていけたら、多分そういうふうが付随してくる。だから紀美野町がそういうことを提案するなり発信するなり、こういうことができませんかというふうに持っていけば、コンピュータ管理というのはそんなに難しいものではない。

今さっきの話では、警察へ届けておいてくれたら盗難車として云々と、こういうふうな話ではなくて、もっと前向きに盗難車が起らない社会のつくり方、こういうふうを考えるべきではないですか。我々がこういうふうに待っているような状態。よその自治体がこんなことを始めたので、うちも参加させてもらおうと、こんな話ではなくて、自分から発信すればいいじゃないですか。別に難しい話ではない。これはきっと今ではなくても、近い将来にはこういうふうになってこようかと思います。だれかが声を出したら、きっとそういうふうになると私は思うんですけど、それを紀美野町から発信できないかと、こういうふう思うんですよ。

そんなことが絶対に不可能ではない。やり方次第では不可能ではないと僕は思っているんですよ。だからこういうことを紀美野町から発信できないものかと、こういうふうに思います。もちろん答弁も欲しい。考え方として。

水道メーターの耐用年数、私これ、前年の6月議会に前水道課長の答弁として、メーターの耐用年数は8年と聞いておりました。だけど私もチェックの不足というんですか、今年の当初予算で水道課の予算が上がってきた時に、8分の1、8年間こんなんで回っていくのかというふうに、先ほどの水道課長、30万円の50万円の70万円の36万円の、こんなんで済むわけないでしょう。本来だったら多分かなり古いものもあると思うんで、一括してここで計上して、それを8年かけて償還するというふうな形のことも可能ですわ。

多分水道メーターが古くなったから町民に対しての不利益というのは起こりにくいと思います。実際はメーターが上がらない。上がらないから町民からは苦情が出にくい。だけど新しいメーターと古いメーターとによって、メーターの上がり方が変わってきたら、正規どおり払っている人と正規どおりメーターが上がってない人との不利益は生じるわけですわね。

こんなに考えたときに、同じ町内で住んでいて、そういうふうなことがあってはおかしい。片一方は、美里町では有収率が57%ぐらいとかと聞いたことがあるんですけど、

それやったらこっちで100%払っている人は、まず1万円払う、こちらは5,700円で済むのかと、そういうふうなことがあったらおかしいでしょう。開栓数の8分の1は本来上がってきて当たり前。だけどそれが何十年も経過しているんだったら、一たん修理して、それを8年間で償還するとかというふうな方法も成り立つわけですね。

前年の6月議会に言った時に回答としてもらった8年間のメーターの耐用年数やというのであったら、それに対応したような形の当初予算が組まれていて当たり前。私もその時に、もっとそれをちゃんとチェックしておいたらよかったけど、チェックできなかったのも、それは私の怠慢でもあると言われればあるんやけど、だけど執行部はもっとそういうふうに前の課長の答弁であっても、それに対する当初予算の組み方をすべきでないかと、こういうふうに思うので、こんなんでもいいのかなと。場当たりの答弁をしているというような形やし、ある意味では。これではいかんのと違うかと。もうちょっとまじめに取り組んでほしいと言ったら怒られるけど、多分きつとまじめにやっているんやと思うんやけど、だけどそれでは話の辻つまが合わない。整合性がないというか、こんなんはちょっと問題があるんやないかと、こういうふうに思うので、再度の答弁を願いたいと思います。

○議長（美野勝男君） 保健福祉課長、山本君。

○保健福祉課長（山本倉造君） 西口議員のご質問で、全町的な高齢者が集まるような活動ができないかということでございますが、全町的に集まっただけの方につきましては、文化協会とか生涯学習や老人会の各種クラブ等ありますし、自主的なグループになりますと、町外の活動にも参加されている方はいらっしゃると思います。

そういう広く参加できない方につきましては、昨年来、地域のふれあいサロンという活動をお願いするというか、自主的につくっていただきまして、広くは出歩けないのですが、地域内では来ていただける方に、そこで寄って、いろんな活動に参加してもらおう。また来れない方につきましても、その都度、集会の連絡等を取り合っていただくことによつて、なるべくかかわりを持っていただけるような機会をつくりたいということで行っていくわけでございますので、いろんなところに参加されやすい方については、それぞれの自主的なことにお任せしてよろしいのではないかと考えています。

以上です。

○議長（美野勝男君） 住民課長、牛居君。

○住民課長（牛居秀行君） 西口議員の再質問にお答えを申し上げます。

従来、自治体の行政サービスの窓口は、そのサービスの種類や内容ごとに設けられておりまして、住民が持つ自治体窓口のイメージは、先ほど、議員からもご指摘がございましたけれども、時間がかかるですとか、何カ所もたらい回しにされるというふうな、そのようなものであろうかと思っております。

こういった中、窓口サービスの向上が必要であるという議員のご指摘は、全くごもつともなことで考えてございます。1つの窓口で要件をすべて完結することは理想ではございますけれども、先ほど申しましたように、専門性の高い業務や個別の対応が必要な業務につきましては、その業務に対する質の高い知識が必要となります。それらをすべて1つの窓口において処理するというのが、大変至難の技であると考えてございますが、議員からただいまご指摘をいただきましたように、窓口にお越しいただいた住民の方の要件は何であるかを丁寧にお伺いし、適所へご案内させていただくことを周知徹底させてまいりたいと存じます。

まだまだ至らないところも多いかと思えますけれども、議員ご指摘の点も十分肝に銘じまして、今後住民ニーズや役場全体の業務内容等も勘案した上で、総合的に行政サービスのさらなる向上に力を注いでまいる所存でございますので、ご理解賜りたく存じます。

以上、簡単でございますが、再質問の答弁とさせていただきます。

○議長（美野勝男君） 総務学事課長、溝上君。

○総務学事課長（溝上孝和君） 再質問にお答えいたします。

学校教育は、学校だけでこれをなし得るものではなく、家庭との連携協力と相まって効果を発揮するものと思っております。よって、お互いが種々の要求や注文を出し合っ  
て営まれるべきものであるものと思っておりますが、一般的な解釈としては、保護者の学校への要望、注文おのずと限界があるものと思っております。

保護者の学校、教師に対するクレームというのは、ことのほか昨今強くなってきていると思っておりますが、これにこたえようとするのは、学校側の当然の義務ではあります  
が、教育の理念を貫くという点から、恣意的に防弾できるものではなく、個々の対応  
ではなく、各学校には保護者会というものがございます。保護者会の中で話し合いをし  
て、それを学校に要求していったり、改善を求めたりしているものと思っております。  
最終的にそれを判断決定するのが校長であると思っておりますので、よろしくご理解の  
ほどお願いします。

○議長（美野勝男君） 税務課長、温井君。

○税務課長（温井 勝君） 西口議員の再質問にお答えしたいと思います。

西口議員のおっしゃることはもっともかと思いますが、当町だけの問題でなく、全国的な問題も含めてくるので、法改正等を含めた対応が重要かと思いますが、県下では和歌山県税務協議会という会がございますので、町としてもその対応について協議し、諮っていききたいと思いますので、よろしくをお願いします。

○議長（美野勝男君） 水道課長、岩本君。

○水道課長（岩本介伸君） 西口議員の再質問にお答えします。

予算の大変厳しい中でありますが、8分の1まではいかないと思いますけども、耐用年数の古いメーター器から計画的に交換していきたいと思いますので、ご理解いただきたいと思います。

○議長（美野勝男君） 7番、西口優君。

○7番（西口 優君） 3点目ですね、教師に対するクレームは保護者会を通じてというふうな答弁であったと思います。保護者会を通じなければ言えないのかと。本当にそんなにして事を荒立てなかったらならんもんかいなど、こういうふうな気もするわけですよ。もっと小まめに話ができる、意思の疎通が図れるような体制、こういうことがあってもしかるべきでないか、こういうふう思うんですけど。

役場だったら、すいたこと（好きなこと）を言いに来たらいい、そんなんの方がいいことやし、小出しに修繕できることがあればいいかなと、こういうふう思う中で、保護者会という形を通じなかったら無理なんかな。もっと普通、日常会話的にできる体制づくり、こういうふうな体制づくりがあったほうがいいのではないか、そういうふうなことについて、再度の考えを尋ねたいと思います。

4点目の当町だけの問題でないと。これはわかるんですよ。こんなことはわかっている話。当町だけの問題じゃない。だから管理者会という中で、そんなことを話してくれる、これは非常にいいことやし、前向きに発案してもらって、こういうことができないのかなと。

確かに今ここで、どうのこうのと言ったところで始まん話はわかります。だけど管理者会というのは、いつごろあって、その時に確かに言ってくれるという部分がなかったら、僕らとしては管理者会っていつあるのと、こうなってくるでしょう。一般論から考えたら。いつあって、その時に確かに言いますよと、これでいい話なんやけど、それ

がいつあるか、3年先にあるか、毎年あると言ったところで、どうなっているのかも、実際のところは管理者会なのでわからない。だからどういう形で進めてくれるのか。

もちろん、紀美野町が言ったからできるとかという問題じゃない。提案はしてもらえらると思うけど。だから前向きな取り組み方として、こういうことをいつ提案しますというふうな形の、ある程度のことのできなくても仕方がない。例えば合議制だから、紀美野町がいくら言ったところで、相手がみんな反対やと言ったら、これはどうにもならない話でしょう。だけど結果は聞かせてもらえらると思うんよ。こういうふうに管理者会で言って、こういうふうな話でしたよという結果は聞かせてもらえらると思う。だからそういうふうなところまで一応念のために確認しておきたいと思います。

それと水道課長の、8分の1にはとても及びませんというふうな話ですけど、メーターの法律というのは指導要綱みたいなものかね。あいまいなものなんですか。現実問題、法というのは、もうちょっと縛りがあるものかなと、こういうふうに思ってたんですけど、案外あいまいなものなのかなと。こういうふうに法律ということのあいまいさ、実際に今までそういうふうにしておかれてる。

確かに古い物は本当はかなり古いと思うんですよ。私とも、うちの自治会のほうへ、換えに来たというふうな案内なんて全くないからね。そういうふうに何十年か住んでる人でも、うちにこんなんで換えに来たよというのは聞いたことがない。何かの都合で漏水したとか、何とかでは換えてくれるのか知らんけど、そうでない限りは、まずそういうふうな話を聞かない。聞かないというのは、法律というのは指導要綱かなと、こういうふうに思うんですけど、指導的なものかいな。だけど本来は何十年間もほっておいているということ事態が問題やしな。

だからそういうふうなことであってはいかんのかいなと、こういうふうに思うんですけどね。8分の1にも届かんというのであったら、こんなもん、町がやる気がないと違うか、こういうふうに思ってしまうわけよ。本来は8年で換えていて当たり前やし。だから換えてなくて、それが当たり前というふうな現状から考えたときに、ちょっと釈然としないわけよ。もうちょっと前向きに取り組む必要があるのではないか、そういうふうに思うので。これは再々質問なので、別にその辺の考え方を聞かせてもらいたいと思います。

○議長（美野勝男君） 総務学事課長、溝上君。

○総務学事課長（溝上孝和君） 再々質問にお答えいたします。

学校では数々の行事、計画をしております。特に学校は担任教師が家庭訪問をしていたり、あるいは学校への面談、面接等々行っております。保護者と担任教師との接遇というのは非常に多く組まれているものと思っておりますので、家庭訪問等を通してでも、また話し合いの機会というのは非常に多いと思っておりますので、ぜひその機会をとらえてお話していただければと考えておりますので、よろしく申し上げます。

○議長（美野勝男君） 町長、寺本君。

○町長（寺本光嘉君） 西口議員の再々質問にお答えをいたします。

まず4番目の原動機付自転車のナンバー登録、これの件なんですが、やはり警察、それから各自治体ということで非常にスケールが大きい。そんな中で当町からの提案をしろと、こういうご意向であったと思うんですが、やはり上級官庁として県がありますので、ひとつ一遍県のほうへこれを提案し、そして対応していきたいと、そのように思います。

うちからほかの町へ直接働きかけ云々と、これはちょっと無理やと思います。またそれで相手が警察というような、行政庁の違うところへするのは非常に難しい。そんな中でひとつ県のほうへ相談しながら一遍検討してまいりたい。

それと5点目の水道メーターの耐用年数、これはもう議員ご指摘のとおりやと思います。ただ、悲しいかな、当町の水道行政、これについては非常に低料金の中で今まで来てます。

そして今現在ご承知のとおり、国道370号、ここへは先行投資ということで、工事をしているところへ水道管を埋めていきますと、メーター当たり約3分の1の価格で埋められる。したがって、これを先に事業としてやっていかんなんということで、そうした先行投資をやっている。また料金的にも非常に低い中で、水道のついてなかったところへも新しい事業としてつけていく。皆さん方に文化的な生活をしていただきたいというふうなことで、実は進めておるところでございます。

しかしながら、やはりご指摘はご指摘として、メーターは計画的に換えていかんなん。それはもう十分存じておりますので、今後計画的に考えていくように検討してまいりたい、そのように思いますので、よろしくご理解を賜りたいと思います。

以上です。

○議長（美野勝男君） これで西口優君の一般質問を終わります。

しばらく休憩します。

休 憩

(午後 0時01分)

---

再 開

○議長（美野勝男君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

(午後 1時30分)

○議長（美野勝男君） 続いて1番、田代哲郎君。

(1番 田代哲郎君 登壇)

○1番（田代哲郎君） 最初に新型インフルエンザへの今後の備えについて、お伺いします。

昨年8月に本格的な流行に入り、11月にピークを迎えた後、今年3月には第一波が鎮静化したとされる新型インフルエンザについて、WHOは季節性インフルエンザと同じ動向になりつつあるとして、8月10日にポストパンデミックを宣言しました。発表を受けた厚生省は、通常の感染症対策として対応する体制に切りかえ、和歌山県も対策本部を廃止しました。

しかし、今後インフルエンザのシーズンに向かい、再流行の可能性は続いていることや、今でも流行している国があること、一般的にインフルエンザウイルスは変異しやすいこと、WHOも警戒の継続を極めて重要として、ポストパンデミック期におけるサーバランスをインフルエンザワクチン接種、医療の提供に努めるよう勧告していることなどから、政府も国内外の情報収集や国民への情報提供、広報、ワクチン接種、医療提供など、対策に万全を期すとしています。

現在までに国内の推定患者数は約2,077万人となり、200人が亡くなったとされます。重症者や死亡者が季節性インフルエンザに比べて非常に少なく推移したのは、高齢者への感染率が低かったことが要因と考えられます。

また、当然のことですが、新型と呼ばれるインフルエンザは人類に免疫の獲得がなく、ワクチンなど、開発されていない状況で突然発生する特徴があります。短期間に広がることから、地震や風水害と異なり、他の地域からの支援は期待できません。

住民に最も身近な行政サービス機関である自治体が、自分の努力で地域の特性をしっかりと把握し、すべての住民を視野に入れた対策を進めることが不可欠です。そのためにも今回の経験を評価的に生かし、H5N1型鳥インフルエンザなど、強毒性ウイルス

にも対応する、地域の実情に応じた行動計画を策定する考えはないか、お伺いします。

質問の第2は保健推進委員の設置についてです。

県下それぞれの自治体の平均を1とした場合、紀美野町国民健康保険の被保険者1人当たりの昨年度の医療費は1.25でした。これは北山村や九度山町に次ぐ3番目の値となっています。

合併後は年ごとに1億円ほど伸び続けた国保の医療費も、2008年度から横ばいになり、12億円台前半で推移しています。しかし歳出に占める医療費の比率は高く、町は昨年度から職員給与費など、職員給与費繰入金や出産育児一時金繰入金、保険基盤安定繰入金、財政安定化支援事業繰入金など、法定内繰入金に加え、初めて一般財源から2,419万7,000円を繰り入れるとともに、国保税の引き上げを実施しました。

そもそも国民健康保険制度とは、生活が困窮しても安心して医療が受けられる制度のはずですが、したがって、加入者の半分以上が年金生活者であり、低所得者が多い国民健康保険事業には、国の適切な財政支援が欠かせません。にもかかわらず、国は今日まで財政支援を減らし続けてきました。その結果、市町村国保総収入に占める国庫支出の割合が、1984年の49.8%から、2005年には30.4%にまで減っています。逆に同時期の1人当たりの国保税は2倍以上となり、国庫負担の削減と表裏一体で、国保税の値上げが進んでいる実情です。

税の引き上げに頼らず、国保財政の健全化を図るためには、地域住民の健康を豊かにしていくという保健事業を重点課題として取り組む施策が求められます。

病気にかからないための第一次予防と早期発見・早期治療につなげる第二次予防が柱となり、具体的には保健講座や住民の自主的な健康づくりなどの講習衛生活動、そして各種検診の受診率を向上させるための働きかけです。

地域住民のすべてを視野に入れ、その自発性を引き出し、はぐくみながら、健康水準を引き上げる活動は、地域再生への営みでもあり、元気なまちづくりに結びつくと思われれます。

こうした保健活動は住民の参加がなければ進みません。地域の保健リーダーとして役割を担うボランティアの育成が不可欠であり、住民との協働でこそ成り立つ事業だと考えます。地域の健康づくりを積極的に進めるために、その要となる保健推進委員制度を設ける考えはないか、お伺いします。

質問の3番目は、レンゲによる稲の有機栽培普及についてです。

同じ質問は6月の議会で行いましたが、レンゲ農法は化学肥料の節減になる一方で、高い栽培技術を要し、経費と労力のため、販売価格が高くなるので、市場の開拓が難しい旨の答弁でした。

そこで、三重県の紀宝町で実施されているレンゲによる有機栽培を紹介し、紀美野町でも普及への取り組みができないか、質問します。

この方法が普通のレンゲ栽培と違うのは、花を咲かせないという点です。収穫後のできるだけ早い時期に、10アール当たり3ないし4キログラムの種をまき、草丈が15センチメートルほどに伸びた2月末から3月初旬にすき込みます。時期がおくると、窒素分が効き過ぎて稲丈が高くなり、倒れてしまうので、おそくても20センチメートルを超えないことが大切です。

美しいレンゲ畑の景観はありませんが、味はおいしく、すき込みの時期さえ間違えなければ、それほど手間もかかりません。したがって、価格も普通の米と変わりませんが、メリットは経費が安くつき、レンゲによらない通常の稲作と比べて、10アール当たり1万7,000円ほどの経費を節減できるとのことです。

近年、生産者米価は暴落を続け、全国で耕作放棄が広がる要因になっています。政府の調査では、米60キログラム当たりの生産費は、2008年の全国平均で約1万6,500円ですが、今年6月の平均価格は1万4,120円と、かなり下回っているのが実情です。早場米の出荷が始まった地方では、買い渡し金が1万円ほどと報じられるなど、下落に歯どめがかかる気配はありません。

暴落を防ぐには、国の責任で過剰米を買い上げるなど、緊急の対策を必要としますが、政府は個別所得保障があるとの理由で価格対策を拒んでいます。しかし、10アール当たり1万5,000円では十分に補われるとは言えません。

6月議会の質問でも申し上げましたが、農業を疲弊させたのは地方自治体の責任ではありません。しかし、農政の抜本的な転換を目指し、幅広い連携による国への働きかけと、農業を続ける努力を支えるための提言や模索も必要ではないかと考えます。

三重県の紀宝町で実施されているユニークなレンゲによる有機栽培の普及に取り組む考えがないか、お伺いします。

以上です。

(1番 田代哲郎君 降壇)

○議長(美野勝男君)

保健福祉課長、山本君。

(保健福祉課長 山本倉造君 登壇)

○保健福祉課長(山本倉造君) 田代議員の1番目と2番目の質問にお答えします。

昨年流行いたしました新型インフルエンザは、当初の予想に反しまして、強毒性ではなくて、多くの方が感染されましたが、比較的軽篤な事態にならなくて済みました。

新型インフルエンザに係る行動計画ということでございますが、和歌山県には、強毒性を想定した和歌山県新型インフルエンザ対策行動計画が策定され、その中で市町村の役割が規定されています。

基本的には県の行動計画を踏まえ、地域の実情を考慮した具体的な行動計画を定めるとなっています。

特に在宅患者への支援、独居高齢者や障害者等の要援護者への支援を含め、感染防止対策、相談対応や情報提供を行うなど、住民の生活支援の中心になるとともに、県の行う医療対策に協力することとなっています。

本町においては、昨年の豚インフルエンザに由来する新型インフルエンザの対応として、早期から本庁的に検討を開始し、対策本部の立ち上げにより、フェーズごとの対応を確認しながら行ってまいりました。

特に混乱期には夜間休日の相談体制を充実し、さまざまな広報活動を通じて住民への情報提供を行い、ワクチン接種につきましては、優先接種者に関する広報及び調整を行いました。

今後は、議員ご指摘のように、強毒性の新型インフルエンザの流行に適切に対応できるように、危機管理担当課を中心に協議を行っていきたいと考えています。

続きまして、2つ目の質問にお答えします。

国保財政の健全化に係るご質問ですので、本来は国保担当がお答えすべきものでございますが、保健リーダーとしての保健推進委員ということでございますので、検診や健康づくりを担当しています保健福祉課よりお答え申し上げます。

「保健推進委員」制度を設ける考えがないかというご質問でございますが、野上町、美里町時代、両町ともに各種検診の受診勧奨や健康教育への協力を行っていただくための組織がございました。両町とも、これらの組織は思ったほどの効果を上げることができず、また委員の委嘱も困難となってきたため、野上町は合併より以前に、美里町は合併を機に制度を廃止したという経緯があります。このため、再度同様な組織の設置は困難ではないかと考えています。

ただ、議員おっしゃるとおり、国保財政の健全化は重要な課題であり、そのためには、医療給付費の増加を抑え、引き下げていくことが必要であることは言うまでもありません。昨年度策定しました「きみのいきいき行動計画」の趣旨においても、介護給付費、国保医療費の高騰への対処を掲げています。

この計画は、地域協働で取り組む健康づくりを重点施策とし、健康づくりを地域・教育・産業等さまざまな分野と連携し、一体的に行うこととしています。検診率をはじめ、検診後のフォローや運動、食生活について、数値目標を掲げ、2年計画で行っているところでございます。

また、食生活改善推進協議会等、既存の組織のご協力により、地域サロンでの食生活指導や、いろいろな協働の実践過程において、保健リーダー的な役割を担っていただける地域住民の方が育っていただければ、より効果的なものとなるのではないかと考えています。

以上です。

(保健福祉課長 山本倉造君 降壇)

○議長 (美野勝男君) 産業課長、中尾君。

(産業課長 中尾隆司君 登壇)

○産業課長 (中尾隆司君) 私のほうから田代議員の3番目、レンゲによる稲の有機栽培普及について、答弁させていただきます。

レンゲによる稲の有機栽培普及についての質問は、議員言われるとおり、6月議会において答弁させていただいておりますとおり、レンゲ農法は化学肥料の節減になる一方で、高い栽培技術を要し、経費と労力も多くかかるため、販売価格が高くなり、市場の開拓に苦慮している現状で、栽培の普及については検討すると答弁をさせていただいております。

また近年、食の安全・安心の意識の高まりから有機栽培が見直され、付加価値をつけた農作物が市場で出回るようになり、今後こうした農作物の市場が伸びることにより、採算が合うようになっていくことが望まれております。

今回の議員紹介の栽培方法につきましては、それほど手間のかからない方法と聞いておりますが、どの程度の効果が期待できるのか、今後調査等を行ってまいりたいと思います。

以上、簡単でございますが、答弁とさせていただきます。

(産業課長 中尾隆司君 降壇)

○議長 (美野勝男君) 1 番、田代哲郎君。

○1 番 (田代哲郎君) はっきりと新型インフルエンザへの行動計画を策定している自治体というのは、県下では新宮市と白浜町だけで、和歌山市も非常に熱心でしたが、去年の策定作業の中で、豚インフルエンザが発生したので、作業を中断して、その状況を見ながら、今策定作業を急いでいるところだということです。

県からの指示であるとか、今までの対策本部での経験とかということ、そういうものを基礎にして協議していくということですが、自治体が担うインフルエンザ対策というのは、特に強毒性の場合は感染予防や拡大防止、医療機関との連携とか医療支援、学校や保育所などの休校や休業、ワクチン接種の準備推進とかと、非常に多岐に及んでおりまして、いずれも住民の不安や心配、苦しみに直接対応する役割を最前線に担うことになってます。

いわゆる新型と言われるインフルエンザは、人に免疫がない状態で発生します。初期の対策として、医療的対策ではなくて、公衆衛生的な対応が非常に大きな役割を持つというふうに言われています。それはなぜかと言うと、空気中をウイルスが漂っているわけではないので、お互いにせきからの飛沫であるとか、そういう飛沫感染とか接触感染で、人の手や指についたウイルスが、目とか口の中の粘膜から細胞内に入って増殖するという、いわゆる飛沫とか接触感染が主な感染経路ですので、釈迦に説法だと思わんですが、一人一人が小まめな手洗いやうがいを行うこととか、せきエチケットを必ず守っていくということが、これは強毒性でも同じことで、予防施策というのが非常に大きな役割を持つと言われてます。

そういうことを徹底するためには、感染症や予防法について、正しい知識を広げ、正確な情報を早く提供して周知していくという住民への周知の問題があります。だから地道な取り組みが必要で、今の段階でおさまっている、未発生段階でも住民に絶えず情報を提供していき、それで危機意識を強要するという活動が非常に重要になってます。

今回のこの町での経験では、例えば学校や保育所の休校や休業は、感染症拡大に非常に有効だということがわかりました。しかし保育所の休業となると、保護者の欠勤に直結するということがあつて、その辺をどうするかということ、前にも質問した覚えがあります。そうした不安への対処という課題をどうするのかという問題。

それから医療機関との連携はどうだったのか。ワクチン接種の補助を決めた時に、助

成の対象になる人たちに、もう一遍、保健福祉課へ行ってもらわんなんということが起こって、その間だけでも、保健福祉課の出張窓口を病院に置いたらどうかという話も出てました。

医療の関係者の方からは、町内の医療機関から毎日、新しい受診者が何人ふえたかということ、役場の保健福祉課へ集中して、実際に定点観測だけではなしに、町内でどれほど広がっているのかというのをチェックしていったらどうかという、そういうことも要るのではないかという提言もありました。

具体的に実施することには至ってないのですが、特に不安を聞いたのは、例えば透析の患者さんとかが感染したときにどうするのか。いわゆる家族や個人で対応できない社会的弱者をどう把握して支援体制をつくるのか、そういう点ではどうだったのかという、そういう点の検証をした上で、一つ一つを積み上げて、対策の一つを検証した上でH5N1型の対応をする地域の実情に応じた、できるだけきめ細かい対策ができておれば、いわゆる流行が始まったということで慌てる必要は何もないわけで、できるだけ綿密で詳細な行動計画を、しかも地元の事情をしっかりと把握した計画を策定してほしいと思いますが、その点についての考え方をお聞かせ願いたいと思います。

保健推進委員制度についてですが、前にはあったと、でもうまくいかなかったと、機能しなかったということだと思います。なぜそういうふうにもうまくいかなかったのかということも、把握しておられるのかどうかという問題もありますが、紹介ですが、先月に奈良県で一番健康な自治体と言われる山添村というところを訪ねてきました。

人口4,000人余りで、旧美里町と同じような規模です。高齢化率35%、ここよりも低いですが、国保の1人当たりの医療費は、奈良県下で最も低いということでした。子どもの医療費は高校卒業までは無料にしているという説明でした。そんなところまでするかどうかというのは、まだいろいろ考えもあると思いますが、介護保険料は全国で3番目に低いということで、この町の半分以下の介護保険料で賄えます。

奈良県の健康促進課というところが、県下で一番健康な村はなぜかということで分析しています。

一つは一人暮らしの高齢者が非常に少ないという点もあると。それからいわゆる家で亡くなったり、施設で亡くなる人は多いけども、病院で亡くなるケースが少ないと。そして高齢者の就業率が高いということ。

ただ、次の要因として、特定健診の受診率が50.3%と非常に高いと。なぜかとい

うことで、保健推進委員と保健師、それから診療所のお医者さんが一体となって、そういうことを進めて取り組んでいると。

診療所に今もおられるんですが、最初に岩手県の沢内村から赴任してこられた先生がおられて、赴任当時に各地域を回って検診を受けてよというアプローチをして回ったという歴史があるそうです。

個別検診ではなくて、すべて集団検診でやっているという違い。保険料も紀美野町のように、ここは無料ではないのです。2,100円という結構なお金を取っているのですが、担当者の方がおっしゃるのに、住民の健康に対する認識の問題ではないかという話でした。

これも釈迦に説法ですが、特定健診の受診率と1人当たりの医療費というのは、大概のところでは反比例しているのです。受診率が高いところほど医療費が少なくて済んでいるというのは、県下の自治体でも同じことです。

近隣の自治体、日高川町ですけど、保健推進委員制度を設けているところは、県下で一番高くはないんですけど、受診率が高いほうに入ります。ですからやはりそういうことも見ていったら、特定健診の受診率を引き上げることだけでも効果的になるのと違うかと、そういう視点で保健推進委員の設置を考えてはどうかと思いますが、その辺の答弁をお願いします。

レンゲの問題ですが、7日に農水省から、同僚議員も紹介してましたが、農林業センサス調査というのを発表されました。今年2月1日現在での就農人口は260万人で、5年前から22%減っていると。耕作放棄地は40万ヘクタールと、2.6%ふえているということで、これは歴代政府が輸出拡大と引きかえに農産物の輸入自由化を進め、我が国の農業荒廃を招いた結果が示されたものだというふうに言われてます。

同僚議員からも指摘があったように、日本の農業と農村というのは非常に深刻な危機に直面しているというのは、誰の認識も一緒だと思います。

一方、先ほどの答弁の中にもあったように、食に対するニーズというのは、安全・安心や新鮮という点に価値を求める流れに向かいつつあるというのも事実です。食の付加価値が求められ始めているのだという説もあります。量より質への転換が浸透しつつあるという考えもあります。

例えば最近、スーパーマーケットなどで、もぎたて広場などと銘を打って、農産物の地産地消コーナー、いわゆる直販コーナーを設けて、そういうスーパーもふえ始めてい

ます。いわゆる卸売市場を通さない生鮮食料品を直接販売するという、そういう試みです。そういうところへ売っているのは、通常の農産物よりも若干高い値をつけています。ちょっとだけ高いという。例えば、いわゆる野菜売り場で100円で売っているのを、そこで買うと125円ぐらいになるけども、明らかに質が違うということが、見た目で見るとわかるというふうに、そんな感じです。無理をしなければ買えない価格ではないし、結構売れているようです。

生産者の顔が見えて、安心・安全で野菜が新鮮ということやと思うんですけど、こうした農産物というのは一括集荷されて、卸売市場を通ると、それぞれの農産物が持つ価値とか個性がすべて無視されて、価格競争を強いられるし、大手に買い叩かれて安い値しかつかないというのが現状だと思います。例えばこの町がやっている直販所への農産物出荷サポート事業などは、そういう点で考えると、非常に有意義な取り組みだというふうに考えられます。

ただ、生産者の顔が見えることと、安全・安心とか新鮮というのは、大事なことですけど、ある程度の質をアピールできなければ埋没する可能性がありますし、消費者から支持されない可能性も出てきます。手が届かないほどの高価なプレミアム商品ではなく、また卸売市場経由の低価格商品でもないという、そういうものへの志向、そうした農産物の開発と販路の確保というんですか、そういうものも農業再生の一つのヒントにはなるのではないかとということで、レンゲ問題というのを紹介させてもらったんです。

調査をするということですが、そうした視点で前向きに検討してほしいと思いますので、その点についてだけ、もう一度確認させてください。

以上です。

○議長（美野勝男君） 保健福祉課長、山本君。

○保健福祉課長（山本倉造君） 田代議員の2回目の質問にお答えします。

行動計画の策定に関してでございますが、昨年度、対策本部を立ち上げまして、いろいろなことを具体的に実施しました。それに基づきまして、それを生かした行動計画というものを、これから検討してまいりたいと考えています。

続きまして、特定健診の受診率のアップの方策ということでございます。

住民健診の受診率のアップにつきましては、先ほども申しました「いきいき行動計画」に基づいて、多様な組織を通じて、いろいろと受診勧奨等を行っています。区長会であるとか、PTA保護者会、シルバー人材センター等で受診勧奨を行っていますし、J

Aみさとで行いましたふれあい祭りとか地域ふれあいサロンで、健康教育なりを行って、意識の向上も図っています。

広報紙には毎月、健康インタビューということで、この春ぐらいから載せさせていただいてますし、産業課によるいきいきレシピということで、食育を兼ねたいろんなメニューを掲載しています。そういうことを通じまして、住民の健康に関する認識を高めていくことができれば、結果的に受診率の向上にもつながっていくものであると考えております。

以上です。

○議長（美野勝男君） 産業課長、中尾君。

○産業課長（中尾隆司君） 田代議員の再質問にお答えしたいと思います。

先ほども答弁させていただいたように、近年、食の安心・安全の意識が高まる中から有機栽培等が見直され、付加価値をつけた農産物が市場で出回る、そういうような期待をされている一方、多くの生産者は手間のかからない、その上で収穫量を上げるということを望んでいるところがあり、稲の有機栽培普及については難しいところがあるかなと思いますが、今後、農協、また生産者等に働きをかけ、検討してまいりたいと思います。

以上です。

○議長（美野勝男君） 1番、田代哲郎君。

○1番（田代哲郎君） インフルエンザの備えで一番心配なのは、今回の経験だけで、新型インフルエンザといっても大したことはない、備えを怠る傾向にならないかということです。流行が再びぶり返さないという保証は今でもありませんし、これから季節に入っていきます。

今回のウイルスが弱毒性であったというのは、まさに不幸中の幸いで、最も懸念されているのはウイルスが変異してしまうという、強毒性に変わっていくということです。そうなれば、今の体制では、当初から医療を受けられない人が続出する、相当出てくるであろうという予想も立てられています。そういうことも踏まえて、最悪の場合にも備える対策をしっかりと整えていただくという点を、いま一度、確認しておきたいと思しますので、その点だけ、答弁をよろしくお願いします。

保健推進委員のことですが、ここに日高川町の保健推進委員の心得というのがあります。これは日高川町の保健師が保健学会で発表した資料ですけど、その中に保健推進委

員の心得というのがあります、ここは健康推進委員という呼び名ですけど、まずは自分の健康に関心を持つと。自分の体と会話をしてみると。2番目として、運動教室などの健康学習に参加してみると。とにかく1回、検診を受けてみてくださいということ、その3つを試してみて、よかったら、家族・友人に、できれば地域の人に勧めてみると。

行政的に考えて、多分、検診がありますよと検診通知を持って各戸を回って、みんな、検診に行くとよと勧奨して回るということ、こういうことが中心的な役割だというふうには考えられていると思うんですが、現実には、そういう行政の下請けと言うと言葉が悪いんですが、行政の下請けという位置づけでは、余り意味がないのではないかと思います。

今もいろんな取り組みを行われて、なるほど、見守りのための取り組みもやってますし、見回りもしてますし、食育に関する取り組みも、この間来た、男の料理教室なんていう、健康に直接はかかわりはないですが、そういういろんな取り組みをうちでもしてはいますが、それがいわゆる一定の方向性を持って、その取り組みを進めている人たちが認識しているかということで、いわば住民自身の、自主的で主体的な地域活動を育成するという目標であって、それはそれでいいと思います。

いわゆる地域住民の自発性を引き出してはぐくんでいく取り組み、それが保健推進委員の活動にも生かされていかないと意味がないのではないかと思います。いわばまちづくりとして健康の推進に取り組む力を育てていくという概念だと、考え方だと思います。

こういうのが地域のリーダーを掘り起こすコミュニティづくりでもあるし、健康に関心を持つ住民をどうふやすかという課題から出発すべきで、そこを抜きにして成功しないと思います。今でも自発的な健康づくりで頑張っている人は多いと思います。いきいき行動計画にいっぱい紹介されてますし、広報でも、たしか9月の広報では、ラジオ体操をずっと続けておられるグループがあります、そういうのをどんどん広げていって、ふやしていくということです。

まずは健康教室とか保健教室、講座の取り組みをふやしていくということも一つの方法ではないかと思うんです。町はこういうものを一生懸命、29日から取り組まれる健康づくり教室とか、こういうのをどんどんふやし、充実させていくということも一つの方法ではないかと思います。

最近はやりのシニアエクササイズというのものもあるし、それと大事なものは、生活習慣病の予防に役立つ知識を身につける講座というのでも広げていく必要があるのではないかと。とにかくそこで勉強して、学んで実践する意欲のある人が多く参加してくれるようなア

アプローチをそういうところでやっていく。非常に難しい課題に取り組まないと、だめなんじゃないかという気がします。

課長も答弁されていたように、そういう取り組みの中で、地域の保健リーダーを育てていくというプログラムをきちっと考えていかないと、その中から自然に育っていくというような視点でものを見詰めても、同じことになってしまうと思います。いわゆる「この指とまれ」方式では、うまくいかないのではないかというふうに思います。

こういうことは口で言うのは簡単ですけど、実際はさほど易しいことではないというのはよく認識しています。例えばこういうことを本気で取り組もうと思えば、保健師の人数というのは、今よりはかなりふやさないとだめだし、町の保健師の活動というのは、地域担当を中心に業務を進めています。これはほかの市町村の保健師の活動にはない優れた点ですけども、そういうのをもっときめ細かくできるような人員を配置して、担当地域を狭めてでもきちっと把握できる、そういうことを地域診断という概念ですけど、そういうものがきちっと実施されるような施策が必要ではないかというふうに考えます。

くどくどといっぱい申し上げましたけども、要は健康な地域づくりという、まちづくりの視点から保健推進委員設置の取り組みを進めるべきではないかというのが考え方で、県下で一番健康な町をと、それを目指すぐらいの気概があってもいいのではないかというふうに思います。その点についてのご答弁を、もう一度お願いします。

レンゲについては、初めから難しいというような視点ではなくて、今の農業の実情を見ていたら、やれることは何でも取り組んでみて、実際にどこに問題があるのかという立場でしていかないと、初めから難しいと思いますというふうなことは。現地へ行って、やっているところに行って、どんなんですかと勉強してくるぐらいの、これも気概があってほしいなというふうに思います。でないとな今の農業の現状を見ていたら、できることは何でもやるよというぐらいの構えがないと、多分成功しないと。ほかの町の農業担当者に聞きましたら、20の取り組みをやって、その中で1つか2つが成功すればいいほうだという話でした。

だからそういうことも含めて、きちっと農業を再生させていくという点で、何ができるかということで、もう一度、気概を持った取り組みを進めてほしいと思いますので、その点についてのお考えも、もう一度聞かせてください。

以上です。

○議長（美野勝男君）

町長、寺本君。

○町長（寺本光嘉君） 田代議員の再々質問にお答えをいたします。

まず新型インフルエンザ、これについては流行は再び繰り返さないという提言のとおり、体制をつくり、また今後、県とも相談しながら対策をしていきたいなど、このように考えております。

また、2点目の保健推進委員の設置、これにつきましては県下で一番健康な町をということで、ご提言は議員の申されるとおりだと思います。

ただ、当町における保健活動、これについては、私は県下でも他町に負けているとは思っておりません。そんな中で、みんな職員一同頑張っておるというふうな状況と、それからもう1つは、先ほど課長からも申し上げましたが、いろいろな組織、各グループを通じて、健診について、いろいろ皆さん方に推進をしているというふうな中で、また今のご提言の保健推進委員をつくっていくとなれば、非常に混雑するというか、煩雑になってくる。そんな中で、ひとつ総合的に各種の目的ですか、それを考えながら整理をしていったほうがいいのではないかというふうに思います。目的は同じでございますので、そうしたことを今後検討してまいりたいなというふうに思います。

3点目のレンゲによる稲の有機栽培について。

これについては、一遍やれることはやってみよということですが、やれることはやってみよ、だれに押しつけていくのかということになりますと、やはり町民の農業の皆さんに、そんなあやふやなことではちょっとできませんので、やはり専門家のJA、そしてまた県の農業試験場、そうした専門分野にいろいろ相談して、そしてご指導をいただきながら、よいことであれば指導していきたいなというふうに思います。

はなはだ抽象的な答弁になりましたが、皆さん、生活がかかっていますので、そのところはご理解を賜って、そして前向きに取り組んでまいりたいと、そのように考えますので、よろしくをお願いします。

以上です。

○議長（美野勝男君） これで田代哲郎君の一般質問を終わります。

続いて10番、前村勲君。

（10番 前村 勲君 登壇）

○10番（前村 勲君） それでは2点、質問いたします。

1点目といたしまして、公営住宅についてでございます。

本町内には町営住宅と県営住宅がありますが、高齢化の進展に対応するための高齢者

のための住宅がありません。現在において全国的にも調べたところ、市町村によるシルバーハウジングが推進されているようです。本町において高齢化が進む中で、今後の対応について、質問いたします。

2点目といたしまして、自動車の法定点検について、質問いたします。

この法定点検には、1年ごとと2年ごとの定期点検がありますが、2年ごとについては皆さんご存じの車検でございます。法定点検整備実施率は、平成20年度の調査が約43%と伺っております。

そこで本町の公用車における定期点検がどのようになっているか、お伺いいたします。

(10番 前村 勲君 降壇)

○議長(美野勝男君) 企画管財課長、増谷君。

(企画管財課長 増谷守哉君 登壇)

○企画管財課長(増谷守哉君) それでは前村議員の1点目の公営住宅について、それから2点目の自動車の法定点検についてということで、お答えさせていただきます。まず最初に、シルバーハウジングについてでございます。

シルバーハウジングといわれるのは、高齢者世話付住宅ということで、手すりや緊急通報システムが設置され、かつ日常の生活支援サービスを行う生活援助員等を配備した高齢者世帯向けの公的賃貸住宅でございます。

全国では、約870施設で約2万3,300戸が整備されてございます。このうち県下では、県が1施設、20戸、和歌山市と田辺市とで5施設、80戸、計6施設、100戸が整備されてございますが、市町村では建設はまだされてございません。全国での町村による施設整備数は33施設にとどまっております。

また、公営住宅戸数に対する比率を見ますと、全国では約1%、県下では0.6%と非常に少ないとなっております。

この原因につきましては、1つ目は、シルバーハウジングの入居資格にあるのではないかと考えます。基本的には高齢者限定となっておりますが、住宅に困窮している方であること、また、所得での上限制限があることなど、一般公営住宅とほぼ同じ入居資格であり、高齢者であれば誰でも容易に入居できるという独自の優遇処置はございません。

2つ目に、手すりや緊急通報システム、また生活援助員の配備についても、他の福祉部局が行う緊急通報システム貸与事業や地域包括支援センター等の同様な福祉関連事業

で対応できるものでもあり、シルバーハウジングという限定された特定の施設事業でなければできないというわけではないという理由から、全国の町村でも、設置率が非常に少ない状況になっているのではないかと推測しています

さて、町内の公営住宅につきましては、現在24団地に151世帯の方が入居されてございます。このうち60歳以上の方は、約半数近い、66世帯となっております。

今後ますます高齢者世帯がふえていく中、公営住宅につきましては、シルバーハウジング等、高齢者に配慮した新しい取り組みも研究しながら、住宅の建設も視野に入れ、また町の財政状況、町営住宅の需用状況を十分考慮に入れながら検討してまいりたいと考えてございますので、ご理解を賜りますようによろしくお願いいたします。

次、2点目の自動車の法定点検について、ご答弁をさせていただきます。

現在町が管理している公用車台数は、役場関係、消防関係、社会福祉協議会等団体で使用している車両、134台となっております。なお、このうちにリース会社から借り受けている7台が含まれてございます。

さて、法定点検につきましては、道路運送車両法の中で、安全の確保、公害防止を目的として、車両種別、また用途別に一定期間ごとの定期的な点検の実施が義務づけられています。

しかし、点検を実施しない場合の罰則規定につきましては、車検のような懲役や罰金等の規定がないため、車検の際の定期点検については、ほぼ100パーセント実施されていますが、車検と車検との中間期に定められている定期点検につきましては、前村議員ご指摘のとおり、自家用乗用車での実施率は全国平均43%と、低い率となっております。

町公用車につきましても、車検の際の定期点検は、車検を受ける上で非常に重要な整備点検であるため、公用車134台すべて法定定期点検を実施してございます。しかし車検の中間期に定められている定期点検につきましては、町民皆さんの生命と財産を守る業務である消防本部の消防用救急用特殊車両14台についてのみ実施している状況でございます。残り120台につきましては、点検を実施しないことによる、実質的には罰則規定がないこと、また現状の点検で特に業務に問題が発生していないこと、また点検には約200万円の支出が必要となり、厳しい財政状況の中、でき得る限り支出を抑えてまいりたいという理由から、法で義務づけられていることとございますが、公共団体である町が守っていかなければならないということは十分考えてございますが、諸事

情のため、中間期の定期点検は、現状としては行ってはございません。

以上、ご理解いただきますようによろしくお願い申し上げます。

(企画管財課長 増谷守哉君 降壇)

○議長（美野勝男君） 10番、前村勲君。

○10番（前村 勲君） 公営住宅のシルバーについても、前向きな答弁もございましたが、1つの提案ということで、ご説明させていただきます。

例えばシルバーになると、どうしても年金で生活していく。そして今、157件のうち60件が高齢者の住宅ということで、聞くところによると、人によって違うんですが、高齢者になると余り広いところが要らないと。我々紀美野町では、そこそこ田舎と言われている場所ですが、大きな家に一人だけ住んでいる人とかがおられます。使っている部屋というのは、ほんないです。住宅にしても、ここにも資料がございますが、今の町営住宅の場合だったら、2部屋があつて、台所があつて、トイレという感じ。高齢者向けの住宅だったら、部屋が1つで台所とトイレというところも、インターネットで調べたら、そういう間取りになっているところがございます。

そういう狭いところになると、町営住宅だったら1部屋だったのが、シルバー住宅では2部屋できる。シルバー住宅というか、高齢者向けになってくると、昔の孤独死とか、今でも孤独死と言われていて、区長とかに回ってもらっているとか、以前答弁をいただいたけど、若い人がもし入りたいと思っても、もちろん所得制限というのがあって入れません。けれども入りたくても、みんな入っていて、広いところに一人暮らしの高齢者の人がおられたり、もし高齢者向けの住宅があつて、望んでそういうところに入っていたら、若い人がそこへ入れるとか、いろんなパターンが生まれてくると思うんです。

今後なんですけど、保育所とか学校等が空きになってきたら、そこを上手に改造したらお金が要らない。例えば、できることなら転用するということについては、規制緩和とかになってくるかと思うんですけども、それもわかるんですけども、そういう方法とか、できたらの話なんですけども。

また、シルバー住宅によって、少しでも安く町が提供できたら、年金だけで生活していけるとか、そういうこともあるし。それによって住宅が余ってくることは、これからはないと思うんですけど、若い人ができるだけ町の負担によって、できることなら安く入っていただいて、現在ある町営住宅で定住できるようにやっていくとか、そういう方法

をとっていった方が、今後の高齢化に伴う、また緩和になっていくと。私はそういうことで、高齢化のシルバー住宅をまずつくることによって、いろんな面に波及してくるのではないかと、このように考えて質問をさせていただきました。

その点について、もう一度お伺いしたいと思います。

また、法定点検によって、私自身も2年ごとの車検の中間の1年、点検をやっておりませんが、法定ということ、先ほど課長のほうから答弁ございましたように、法定点検はやらないといけないのではないかとというふうに、国のほうでも国交省の大臣が答弁しております。我が町においても、そういういろんな財政問題もございます。やむを得んという部分がありますが、できるだけした方がいいんじゃないかということは、たまたまというか、テレビのニュースに時々出てくるんですけども、高速道路なんかで立ち往生して、外へ出た途端に後ろから来た車にはねられたとか、立ち往生して後ろからボカンとぶつかられたとか、テレビのニュースに出てきます。中間点検をやってないか、やっているか、これはわからないんですけども、そういうふうになる場合は、その可能性も否定できないと思うんです。

そういうことで、もし我が町の公用車による点検の不備によって事故がたまたま起こった場合、どういうふうな形になるのかと思ったときに、ある程度お金がかかるんやけども、また一つの方法として、車検を受けたときに、点検と混ぜて、少し安くしてもらって点検してもらおうとか、方法としてはあると思うんです。そういうふうなことで、もう一度この点について、ご答弁願います。

○議長（美野勝男君） 企画管財課長、増谷君。

○企画管財課長（増谷守哉君） 議員仰せの、これから高齢化が進んでくる中、高齢者用の住宅というのが本当に必要になってくると考えてございます。しかし、新しい住宅を建てることによって、多大な財政支出が伴ってきます。また、維持管理等、将来にわたって長く多くの費用がかかってくるということもございます。今の住宅の需用の状況、それからまた、町民の皆さんの意向等を十分お聞きさせていただきまして、新しい住宅の建設の必要性について、さらに検討を進めていきたいと考えてございます。

住宅につきましても、先ほど議員申されましたとおり、高齢者用のワンルームマンション的なものも、本当に安く利用できるのではないかと考えてございます。それもまた勉強させていただいて、今後の建設に向けて、考えてまいりたいと考えてございます。

次に定期点検の問題についてですが、まず車検時の定期点検については、公用車すべ

て検査をしてございます。ただ、やはり財政の非常に厳しいということで、消防の車、これは途中でエンストとか、そういうことがあつては絶対ならないということで、定期点検を実施させていただいております。町ということで、法を守っていくというのは、これは当たり前のことなんですけど、非常に厳しい中でございます。できれば園児バス、またスクールバス等、一般の方が乗る車については、早期にまた検査できるような形で考えてまいりたいなということを考えてございます。

以上、よろしく願いいたします。

○議長（美野勝男君） 10番、前村勲君。

○10番（前村 勲君） よくわかりました。できるだけこれから高齢化に向かって、我が町も37%ぐらいの高齢化になっております。これからますます団塊の世代も高齢者になるということは、一遍に高齢者がふえてきます。

そういう中で、やはり生活する中で、住宅というのが一番大事になってくると思います。衣食住の中で住宅というものがかかわってきますので、高齢者のために住みよいところを提供していただきたいと思いますので、その点どうか前向きのほうで、よろしく願いいたしたいと思います。

次の自動車の法定点検については、もうそのくらいで結構なので、とにかく人を乗せていくような車については、点検を行っていただいて、できるだけトラブルのないようにやっていただきたいと思います。

以上です。

○議長（美野勝男君） 町長、寺本君。

○町長（寺本光嘉君） 前村議員の再々のご質問ですが、公営住宅についての件につきましては、実は先般の朝日新聞にも載ってましたが、今、厚生労働省のほうで、そうしたワンルームマンション的な事業を平成23年あたりからやっていきたいというふうなことで出ておりました。それがまさに美里園が建てた、ああした施設に付随するんじゃないかと思えます。

したがいまして、片や公営住宅については国交省、そして厚生労働省と、また分野が違いますが、やはりそこらを研究しながらやっていかんと、高齢者の方々に入っていくことによって、それに対する措置というのかな、そうしたことも必要になってこようということを、厚生労働省のほうでは考えていると思います。そんな中で、やはり将来的に向かってひとつ検討しながら今後やっていきたいと思えますので、よろしくお

願いたいと思います。

以上です。

○議長（美野勝男君）　　これで前村勲君の一般質問を終わります。

続いて5番、向井中洋二君。

（5番 向井中洋二君 登壇）

○5番（向井中洋二君）　　私のほうから、2点ばかり質問させていただきます。

まず1点目は、コミュニティバス運行について、質問させていただきます。

高齢者など、交通弱者の利便性向上などを図るための身近な交通機関として、コミュニティバスが運行していると思います。そういった中でバイパスができて、今まで運行していたバスが家の近くを通らなくなり、不便になったと聞き及んでおります。こうした不便をなくすための今後の対策、対応について、お伺いをいたします。

2点目、常備消防についてということで、以前もこの中の救急体制の強化ということで質問をさせていただきました。その時の答弁では、和歌山県を5つのブロックに分け、広域的な枠組みの中で消防救急体制を考えてまいりたいとのことでありました。その後どういった計画の中で進んでいるのかをお伺いいたします。

以上です。

（5番 向井中洋二君 降壇）

○議長（美野勝男君）　　総務課長、井上君。

（総務課長 井上 章君 登壇）

○総務課長（井上 章君）　　向井中議員の1点目のコミュニティバスの運行について、お答えをいたします。

紀美野町のコミュニティバスにつきましては、町内住民の交通の利便を図るため、マイクロバス5台により大十オレンジバスに運営を委託しているものであります。

本町は地理的条件が悪く、山間部が多く、山々が入り組んでおり、非常に効率の悪い運行を強いられている状況であり、また、住民の要望に十分こたえられないところであります。

住民のいろいろな要望がありますが、路線や時間帯によっては利用人数の少ない便もあり、ダイヤの組み方や経路等の組み方で大変苦慮しているところであり、過去3回のダイヤの改正を行ったところであります。

議員ご指摘の、人家のないバイパスを通るのではなく、家の近くをコミュニティバス

が通るのが原則と考えます。

コミュニティバスの運営につきましては、できるだけ町民の声にこたえるべく改善してまいりたいと考えます。しかしながら現行の運行経路の見直しや時刻の改正については、多くの手続きや経費を要します。過去には見直しを行い、残念ながら取りやめたケースもあります。運行経路の見直しについて、今後検討してまいりますので、ご理解をいただきたいと存じます。

以上です。

(総務課長 井上 章君 降壇)

○議長 (美野勝男君) 消防長、家本宏君。

(消防長 家本 宏君 登壇)

○消防長 (家本 宏君) それでは、向井中議員の2点目のご質問について、ご答弁を申し上げます。

平成18年7月に総務省消防庁より「市町村の消防の広域化に関する基本指針」が示されました。それに伴いまして、先ほど議員がおっしゃられたとおり、和歌山県では平成20年5月に、県内を5ブロックとする「和歌山県消防広域化推進計画」が策定されました。

当町は橋本市、紀の川市、岩出市、伊都郡、海草郡からなるブロックに属しまして、今年8月までの間、関係市町関係職員によるワーキング会議を2回、また消防担当者による会議を8回開催いたしまして、いろいろと検討した結果、広域化によって期待できる住民サービスの向上として、①初動体制の強化及び増援体制の充実、②管轄区域の見直しによる現場到着時間の短縮、③消防力の弱い地域へ新たな活動拠点の設置も可能といったような結論に至ったところでございます。あくまでも担当者レベルでの結論でございまして、今後、関係市町長の最終的な意向を確認した上で、進展方向が調整される予定です。

議員からご質問いただきました広域的な救急体制についても、当然のことながら、消防の広域化の中で処理されるべき事項であると考えており、いろいろと今後検討すべき課題もたくさんございますが、紀美野町住民に対するさらなるサービス向上のために、積極的に取り組んでいきたいと考えていますので、ご理解を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

以上です。

(消防長 家本 宏君 降壇)

○議長 (美野勝男君) 5番、向井中洋二君。

○5番 (向井中洋二君) コミュニティバスですが、多くの町民が利用して初めて価値あるものになると思います。そうした中で利用率を上げる方策として、コミュニティバスのデマンド方式があるのではないかと思います。

先月、デマンドバス方式でコミュニティバスを運行させている田辺市、またみなべ町の2つの市町を同僚の議員と研修してまいりました。両市町とも空バスでの運行をなくし、利用率を上げ、町民のニーズに合った運行をしていて、大変よい方式であると感じたところであります。

また、平成21年6月議会において、デマンド方式については、美濃議員より質問があったと思いますが、その時の総務課長の答弁では、みなべ町の調査をし、便利であると。今後の検討課題であるという答弁をなされたと思います。そういった中において、紀美野町でもデマンド方式を検討していただいたと思いますので、この方式が合う地域に導入をしてはいかがか、質問させていただきます。

2点目の広域的な枠組みの中でということでしたが、最終的にはどの程度の期限をもって進んでおられるのか、質問します。

○議長 (美野勝男君) 総務課長、井上君。

○総務課長 (井上 章君) 向井中議員の再質問にお答えをいたします。

以前ご質問をいただいておりますデマンド方式の答弁書があるんですが、その中で、みなべ町ではデマンドタクシーでやっているということで勉強に行ってきたと、こういう答弁でございます。それでみなべ町とうちと比較して、やはりうちのように非常に谷の多いところというのは、地理的にみなべ町とは違うので取り入れにくいと、こういうふうなご回答を申し上げておるところでございます。

そういうことで、今後いい方式等々もちろんあれば、できるだけ研究を重ねて、できるだけ議員おっしゃるような、町民の利用が多くなるような方式を当然考えていきたいと考えますので、またいろいろとご指導いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

以上です。

○議長 (美野勝男君) 消防長、家本君。

○消防長 (家本 宏君) それでは向井中議員の再質問にお答えをさせていただきます。

ます。

先ほどの説明の中でも申し上げましたとおり、平成18年7月に示されました消防庁告示の市町村の消防の広域化に関する基本指針、またそれを受けて、平成20年5月に策定されました和歌山県消防広域化推進計画、いずれにおいても広域化を推進する期間として、平成24年度末までを目処とするということが明記されておりますので、期限に関しましては、今お話をさせていただいたとおりになろうかと思われま

以上です。

○議長（美野勝男君） 5番、向井中洋二君。

○5番（向井中洋二君） デマンド方式、みなべ町とはちょっと違うと言われたんですが、田辺市では山間部だけをデマンド方式で行っている。それぞれの地域に合ったやり方というのがあると思うんです。そういったことを検討課題としていただいて、今後取り組んでいただきたいと思われま

○議長（美野勝男君） 町長、寺本君。

○町長（寺本光嘉君） それでは向井中議員の再々質問にお答えをいたします。

確かに田辺市の場合は、紀美野町と、地形的にも奥深いということは合っている箇所もあるかと思

次に常備消防につきましては、これはもう私が当初立候補させていただいた時から、毛原、また長谷宮、ここの地区については今はちょっと空洞化されていると。またそしてかつらぎ町においては新庄、花園、そして紀の川市においては、恐らくこれはよそのことやからあれですけど、上鞆淵とか、そうした消防署から本当に遠い、そういう地区があります。そうした地区をフォローできるのが広域消防じゃないかということで、当町においては一貫して何とかそれを広域消防化し、そしてそこへ設置をしていくとい

うことで、今、県には言っております。今後ともこの機会に、そうしたことで対応して  
いきたいということで、私の方針としては以上でございます。

○議長（美野勝男君）　　これで向井中洋二君の一般質問を終わります。

これで一般質問を終わります。

しばらく休憩します。

休 憩

（午後 2時52分）

---

再 開

○議長（美野勝男君）　　休憩前に引き続き会議を開きます。

（午後 3時08分）

◎日程第 2 議案第66号 平成21年度紀美野町一般会計歳入歳出決算の認定について

◎日程第 3 議案第67号 平成21年度紀美野町国民健康保険事業特別会計歳入歳出  
決算の認定について

◎日程第 4 議案第68号 平成21年度紀美野町国民健康保険診療所事業特別会計歳  
入歳出決算の認定について

◎日程第 5 議案第69号 平成21年度紀美野町野上簡易水道事業特別会計歳入歳出  
決算の認定について

◎日程第 6 議案第70号 平成21年度紀美野町美里簡易水道事業特別会計歳入歳出  
決算の認定について

◎日程第 7 議案第71号 平成21年度紀美野町老人保健事業特別会計歳入歳出決算  
の認定について

◎日程第 8 議案第72号 平成21年度紀美野町農業集落排水事業特別会計歳入歳出  
決算の認定について

◎日程第 9 議案第73号 平成21年度紀美野町介護保険事業特別会計歳入歳出決算  
の認定について

◎日程第10 議案第74号 平成21年度紀美野町のかみふれあい公園運営事業特別会  
計歳入歳出決算の認定について

◎日程第11 議案第75号 平成21年度紀美野町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決

算の認定について

◎日程第12 議案第76号 平成21年度紀美野町上水道事業会計決算の認定について

○議長（美野勝男君） 日程第2、議案第66号、平成21年度紀美野町一般会計歳入歳出決算の認定について、日程第3、議案第67号、平成21年度紀美野町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について、日程第4、議案第68号、平成21年度紀美野町国民健康保険診療事業特別会計歳入歳出決算の認定について、日程第5、議案第69号、平成21年度紀美野町野上簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について、日程第6、議案第70号、平成21年度紀美野町美里簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について、日程第7、議案第71号、平成21年度紀美野町老人保健事業特別会計歳入歳出決算の認定について、日程第8、議案第72号、平成21年度紀美野町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について、日程第9、議案第73号、平成21年度紀美野町介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について、日程第10、議案第74号、平成21年度紀美野町のかみふれあい公園運営事業特別会計歳入歳出決算の認定について、日程第11、議案第75号、平成21年度紀美野町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について及び日程第12、議案第76号、平成21年度紀美野町上水道事業会計決算の認定について、一括議題とします。

9月6日に説明が終わっておりますので、これから議案第66号に対し、質疑を行います。

7番、西口優君。

（7番 西口 優君 登壇）

○7番（西口 優君） 3ページ、固定資産税、不納欠損額というところに487万6,357円と。不納欠損額と、こういう部分がよくわからん。例えば固定資産税というのは当然物があるわけですか。物があるので差し押さえなり何なりができるかなと、こういうふうに思うんですけど、これが不納欠損という部分が、どういう理由でこういうふうになるのかなと。これだけ一回、説明願います。

（7番 西口 優君 降壇）

○議長（美野勝男君） 税務課長、温井君。

（税務課長 温井 勝君 登壇）

○税務課長（温井 勝君） 西口議員の固定資産税の3ページの不納欠損の額でございませうけども、地方税法には5年の欠損日と執行停止をかけた場合の3年の時効とい

うのがございます。

ここに上がってございますのは、固定資産税であっても、会社が倒産した場合、結局不納欠損というか、交付要求をするわけでございますけども、そんな場合に裁判とかかけられて、第1の債権者の方に、そっちのほうへ行って、町へは来ない場合とか、それからうちで資産は持っているんですけども、町外のどこかへ行ってわからないとか、そういう方の場合は執行停止をかけて、調査はかけるんですけども、預金もないとか、また、本人についても行き先不明という点もあるんです。そういう場合は執行停止をかけて不納欠損の該当になってくるというケースが多々あるんです。

ここに上がっている平成21年度決算額については、会社の倒産により、平成18年に執行停止をかけた分の不納欠損ということでございますので、ご了解いただきたいと思えます。

(税務課長 温井 勝君 降壇)

- 議長（美野勝男君） 7番、西口優君。
- 7番（西口 優君） 会社の倒産、これはやむを得んことかなと思うんですけど、それ以外に支払いが払えないという単純な場合は、時効の停止の手続きはしているということになるのかな。そういうことの確認を答弁としてお願いします。
- 議長（美野勝男君） 税務課長、温井君。
- 税務課長（温井 勝君） 答弁させていただきます。一応調査はかけさせていただいております。時効停止という措置はとらせていただいております。それによって執行停止になりかけ、預金調査とか、そういう形でやらせていただいております。
- 議長（美野勝男君） ほかに質疑ございませんか。  
9番、仲尾元雄君。

(9番 仲尾元雄君 登壇)

- 9番（仲尾元雄君） 11ページをお願いします。

これは平成21年度の決算なので、去年度ということでございます。私は起債残高が減少することを期待しておったんですけども、13億円の起債を新たにまた発行して、結局公債を入れて15億円支出されているわけですけども、利子も引きましたら、ざっと13億5,000万円と。結局、起債残高が減らないので、今年度、来年度で、もう少し起債残高を減らすことはできないかという点を町長にお聞きしたいと思えます。

それと一般のページ数の133ページ、この中の工事請負費で、野上小学校調理室と

か下神野小学校調理室のエアコン設置工事が、平成21年度に計上されていたわけですが、今年は非常に暑かったので、小中学校の教室のエアコンはどうなっているのかなということを思いましたので、一遍聞かせていただきたいな。といいますのは、余り暑いと勉強に差しさわるので、去年の決算で調理室とか支出したんですけども、教室はもう既にエアコンは設置されているのかお聞きしたいと、こういうことです。

(9番 仲尾元雄君 降壇)

○議長(美野勝男君) しばらく休憩します。

休 憩

(午後 3時20分)

---

再 開

○議長(美野勝男君) 休憩前に引き続き会議を開きます。

(午後 3時24分)

○議長(美野勝男君) 総務課長、井上君。

(総務課長 井上 章君 登壇)

○総務課長(井上 章君) 仲尾議員のご質疑にお答えをいたします。

大変遅くなって申しわけございません。

地方債の現在高、平成21年度でございますが、118億6,344万6,000円でございます。平成21年度につきましては13億1,000万円の発行額、それから償還額が13億5,000万円ということで、減りが少なかったというふうな形になっております。これについては平成20年度の事業が平成21年度へ繰り越したと、こういう要因によりまして、平成21年度は減るのが少なかったと、こういうふうな形でございます。平成22年度については8億円ほどの発行になりますので、順次また減っていくと、こういう見通しでございます。

以上でございます。

(総務課長 井上 章君 降壇)

○議長(美野勝男君) 総務学事課長、溝上君。

(総務学事課長 溝上孝和君 登壇)

○総務学事課長(溝上孝和君) 学校へのエアコンは一切ありません。

以上です。

(総務学事課長 溝上孝和君 降壇)

○議長 (美野勝男君) 9番、仲尾元雄君。

○9番 (仲尾元雄君) 起債残高についてはよくわかりました。今年度、また来年度さらに借金を減らしていただきたいと思います。

それと今、教室にエアコンがついていないということなんですけど、全国的に和歌山県の教育委員会、あるいはまた大阪というところ、東京あたりの小中学校に視察に行っ  
て勉強されているそうです。このぐらい暑い日が続きますと、子どもたちも8月いっば  
い、夏休みがあるわけなんですけども、暑さ寒さも彼岸までと言いまして、なかなか彼  
岸ごろまで暑いので、将来考えていただきたいなと思います。

答弁は結構でございます。

○議長 (美野勝男君) ほかに質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長 (美野勝男君) 質疑がないようですので、これで議案第66号に対し、質  
疑を終わります。

続いて議案第67号及び議案第68号に対し、一括質疑を行います。

(「なし」の声あり)

○議長 (美野勝男君) 質疑がないようですので、これで議案第67号及び議案第  
68号に対する質疑を終わります。

続いて議案第69号及び議案第70号に対し、一括質疑を行います。

(「なし」の声あり)

○議長 (美野勝男君) 質疑がないようですので、これで議案第69号及び議案第  
70号に対する質疑を終わります。

続いて議案第71号に対し、質疑を行います。

(「なし」の声あり)

○議長 (美野勝男君) 質疑がないようですので、これで議案第71号に対する質  
疑を終わります。

続いて議案第72号に対し、質疑を行います。

(「なし」の声あり)

○議長 (美野勝男君) 質疑がないようですので、これで議案第72号に対する質  
疑を終わります。

続いて議案第73号に対し、質疑を行います。

(「なし」の声あり)

○議長(美野勝男君) 質疑がないようですので、これで議案第73号に対する質疑を終わります。

続いて議案第74号に対し、質疑を行います。

(「なし」の声あり)

○議長(美野勝男君) 質疑がないようですので、これで議案第74号に対する質疑を終わります。

続いて議案第75号に対し、質疑を行います。

(「なし」の声あり)

○議長(美野勝男君) 質疑がないようですので、これで議案第75号に対する質疑を終わります。

続いて議案第76号に対し、質疑を行います。

(「なし」の声あり)

○議長(美野勝男君) 質疑がないようですので、これで議案第76号に対する質疑を終わります。

お諮りします。

議案第66号から議案第76号までの決算の認定については、8人の委員で構成する平成21年度紀美野町決算審査特別委員会を設置し、これに付託して審査することにしたと思います。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(美野勝男君) 異議なしと認めます。

したがって、議案第66号から議案第76号までの決算の認定については、8人の委員で構成する平成21年度紀美野町決算審査特別委員会を設置し、これに付託して審査することに決定しました。

お諮りします。

ただいま設置されました平成21年度紀美野町決算審査特別委員会の委員の選任については、委員会条例第7条第1項の規定によって、1番、田代哲郎君、2番、小椋孝一君、4番、新谷榮治君、6番、上北よしえ君、8番、伊都堅仁君、10番、前村勲君、

12番、松尾紘紀君、14番、鷺谷禎三君を指名したいと思います。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(美野勝男君) 異議なしと認めます。

したがって、平成21年度紀美野町決算審査特別委員会の委員は、1番、田代哲郎君、2番、小椋孝一君、4番、新谷榮治君、6番、上北よしえ君、8番、伊都堅仁君、10番、前村勲君、12番、松尾紘紀君、14番、鷺谷禎三君を選任することに決定しました。

以上で、本日の日程は全部終了しました。

散 会

○議長(美野勝男君) 本日はこれで散会します。

(午後 3時30分)